

令和5年9月定例会

環境農林水産常任委員会会議録

令和5年9月21日・25日

場 所 第4委員会室

令和5年9月21日(木曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第7号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第11号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について
一般社団法人宮崎県林業公社
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター
公益社団法人宮崎県農業振興公社
一般財団法人宮崎県内水面振興センター
一般財団法人宮崎県水産振興協会
一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会
一般社団法人宮崎県家畜改良事業団
一般社団法人宮崎県酪農公社

○その他報告事項

- ・第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和4年度の取組について
- ・第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令和4年度の取組について
- ・野生鳥獣による農林作物等の令和4年度被害額について
- ・第八次宮崎県農業・農村振興長期計画令和4年度の主な取組について
- ・第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画令和4年度の主な取組について
- ・東京食肉市場まつり2023への協賛について
- ・豚熱ワクチンの接種開始について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長	安田 厚生
副委員 長	松本 哲也
委員	丸山 裕次郎
委員	野崎 幸士
委員	日高 利夫
委員	本田 利弘
委員	今村 光雄
委員	黒岩 保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	殿所 大明
環境森林部次長 (総括)	田代 暢明
環境森林部次長 (技術担当)	松井 健太郎
環境森林課長	松浦 好子
環境管理課長	野口 辰美
循環社会推進課長	今村 俊久
自然環境課長	川畑 昭一
森林経営課長	松永 雅春
森林管理推進室長	永田 誠朗
山村・木材振興課長	二見 茂
みやざきスギ 活用推進室長	笹山 寿樹
工事検査監	清藤 勝也
林業技術センター所長	池田 孝行
木材利用技術 センター所長	上野 清文

農政水産部

農政水産部長	久保 昌広
--------	-------

農政水産部次長 (総 括)	長谷川	武
農政水産部次長 (技 術 担 当)	日 高	義 幸
畜 産 局 長	河 野	明 彦
農 村 振 興 局 長	小 野	正 寛
水 産 局 長	鈴 木	信 一
農政企画課長	原 田	大 志
中山間農業振興室長	梶 原	正太郎
農業流通ブランド課長	大 田	直
農業普及技術課長	蛭 原	智 子
農 産 園 芸 課 長	黒 木	正 理
畜 産 振 興 課 長	水 野	和 幸
家畜防疫対策課長	坂 元	和 樹
農 村 計 画 課 長	鳥 浦	茂
農 村 整 備 課	城ヶ崎	浩 一
担い手農地対策課	馬 場	勝
水 産 政 策 課 長	大 村	英 二
漁 業 管 理 課 長	赤 嶺	そのみ
漁港漁場整備室長	小 野	勘 治
工 事 検 査 監	内 田	豊 光
総合農業試験場長	東	洋一郎
畜 産 試 験 場 長	林 田	宏 昭
県立農業大学校長	松 田	義 信
水 産 試 験 場 長	西 府	稔 也

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯 田	貴 久
総務課主任主事	森 口	浩 司

○安田委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。日程案につきましては、御覧のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際、お渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○殿所環境森林部長 環境森林部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、常任委員会資料の3ページを御覧ください。

本日の説明事項は、予算議案が1件、報告事項が2件、その他報告事項が3件であります。

まず、1の予算議案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてです。

次に、2の報告事項は、地方自治法及び宮崎県の出資法人への関与事項を定める条例に基づいて、県が出資している法人のうち、当部が所管する法人の経営状況について報告いたします。

3のその他報告事項は、第四次宮崎県環境基

本計画に基づく令和4年度の取組についてなど、3項目について報告いたします。

4ページを御覧ください。

議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」についてです。

今回の補正では、一般会計で補正額B列の小計の欄にございますように440万円の増額をお願いしておりまして、補正後の一般会計予算額は、その右側にありますように211億260万4,000円となります。この結果、補正後の予算額は一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額Cの列の一番下の合計欄のとおり223億3,858万5,000円となります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費補正(追加)についてです。

まず、自然環境課の山地治山事業は、工法の検討等に日時を要したことにより、翌年度への繰越しをお願いするものです。

また、森林経営課の地方創生道整備推進交付金事業等につきましては、用地交渉等に日時を要したことで工期が不足したため、翌年度への繰越しをお願いするものです。

この結果、合計欄にありますように11億9,322万6,000円の繰越しをお願いするものであります。

私からの説明は以上であります。

各説明事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長が説明申し上げますのでよろしく御願いたします。

○安田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松永森林経営課長 森林経営課の補正予算について御説明いたします。

資料の6ページをお願いします。

補正額は、左から2列目の欄にありますように、一般会計で440万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして104億4,887万9,000円となります。

7ページを御覧ください。

資料中ほどの(事項)森林管理推進費の説明欄1の事業内容につきましては、次の8ページからの資料で説明させていただきます。

新規事業「森林由来Jークレジット認証促進事業」、予算額は440万円であります。

事業の目的は、森林由来Jークレジットの制度の周知を図るとともに、申請費用を支援することにより、クレジットの取引を拡大させ、それで得た収入を再造林費用に充てていただき、循環型林業を推進するものであります。

9ページの別紙を御覧ください。

現状と課題ですが、県内の再造林率は73%と全国的には高いものの、将来の植栽未済地の増加が懸念されていること、また、再造林に対する評価の見直しなど、昨年8月の制度改正により、販売益による造林・保育の実施など再造林につながる制度となりましたが、制度への理解が進んでいないことや申請資料作成が専門的で煩雑であること、また、申請費用の負担も大きい状況であります。

このような中、国ではJークレジット制度事務局において、登録等の審査費用の支援をしていますが、国内でのJークレジットへの関心の高まりもあり、今年度の補助は締め切られたところであります。

このようなことから、今年度支援を受けられなかった県内の森林所有者等に対する支援を行いますとともに、来年度に向けた申請準備を進

めることで、令和6年度の国の補助にも間に合うようにするため、9月補正予算をお願いするものであります。

その下の事業内容及び効果ですが、制度に関する説明会を開催するとともに、国の補助を受けられなかった申請費用等を支援することにより、登録件数が増加し、それに伴い森林所有者等の収益が増加することで、再造林等の経費負担が軽減され、循環型林業の推進につながるものと考えております。

8ページにお戻りください。

事業の概要ですが、①の森林由来Jークレジットの周知では、制度周知のための説明会の開催、②の森林由来Jークレジット申請費用の支援では、クレジットの登録・認証等の申請費用等を補助するもので、補助率は2分の1以内としております。

(2)の事業の仕組みですが、①の制度の周知につきましては、団体・民間企業への委託を、②の申請費用の支援は、森林所有者等への補助を予定しております。

(3)の成果指標は、令和4年度現在のプロジェクトの登録件数に新たに13件をプラスして、令和8年度の登録件数を18件としております。

また、再造林計画面積につきましては、令和8年度の再造林面積を65ヘクタールとしております。

事業の期間は、令和5年度から8年度までの4年間としております。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○日高委員 この「森林由来Jークレジット認証促進事業」ですけれども、私も現金主義なので、クレジットとかはイメージがなかなか湧かないところがあります。資料の9ページに、「再

造林資金調達に有効であるが制度への理解が進んでいない」と記載されていますが、理解が進んでいないというのは、どういうところが一番ネックになっていると思いますか。

○永田森林管理推進室長 Jークレジットの周知が進んでいないと言われる部分でございます。

このJークレジット制度は、国内における地球温暖化対策のために、省エネ設備の導入とか、再生エネルギーの利用によるCO₂の排出削減量や適正な森林管理によるCO₂の吸収量をクレジットとして国が認証する制度で、環境省、経済産業省、農林水産省が運営しております。

そもそもは2020年10月に政府がカーボンニュートラルを目指すことを宣言しまして、その後2050年ゼロカーボンに向けた環境計画等において、削減を目標としていろいろな施策を打ち出しているわけですけれども、クレジットを創出して、販売することによって収益が得られるという部分については、まだ制度が始まったばかりで、登録件数が全国的にも少ないということで、周知が進んでいないと考えております。

○日高委員 まず、この申請費用支援の100万円です。これは1件当たりどのぐらいの申請費用がかかると金額を考えているのかが1点。

それから、2点目は成果指標として、令和8年度に登録件数が18件で再造林計画面積が65ヘクタールと書いてありますが、この65ヘクタールというのは、このぐらいはもう十分いけるか。それともなかなか伸びないだろうということでこのような数字になっているのか。

3点目ですが、9ページの課題についてです。クレジット登録の資料作成が、専門的かつ煩雑であるとなっておりますけれども、最初から煩

雑であるというのが出てくること自体が取っつかれにくいのかなと思いますが、これは国の制度が煩雑なのか、その3点お伺いします。

○永田森林管理推進室長 まず、申請費用の支援で何件ぐらいを想定しているのかなんですけれども、1件当たりの申請費用がJ-クレジット事務局の資料では100万円程度とされております。その費用について2分の1の補助で、初年度は予算が100万円なので、2件を想定しております。

続きまして、65ヘクタールにつきましての根拠なんですけれども、これにつきましては、1プロジェクト当たりの再生林計画面積を5ヘクタールと想定して、事業期間である4年間で13件で合計65ヘクタールを想定しております。1プロジェクト当たり5ヘクタールを想定した根拠なんですけれども、現在登録されている森林経営活動の登録件数が本県で4件あるんですが、その中で全国展開の企業を除いて3件のプロジェクトの対象森林面積が約100ヘクタールになっています。その100ヘクタールで再生林がどれぐらいあるのかと考えたときに、5%ぐらいということで5ヘクタールを想定しております。

1件当たりのプロジェクトの森林面積がどれぐらいになるかとか、その中に再生林がどれぐらい入っているかというのは、始まったばかりの部分があって想定できないので、今のような5%という数字で5ヘクタールを想定しております。

それと、申請資料の作成が専門的かつ煩雑であるというのは、制度自体、国が運営しているんですけれども、登録申請する森林についてもいろいろな条件がありまして、森林経営活動であれば、森林経営計画をベースにしてプロジェクトを作成するし、再生林であれば再生林する

ところだけを集めて申請するという条件、創出者にも条件があるし、森林にも条件がある、吸収量も算定する森林によって変わってくるということで、個人の経営者が申請するに至ってはなかなか難しいといった部分を支援していくための補助を仕組みしております。

○日高委員 分かりました。宮崎県はゼロカーボンという言い方をしています。私はイメージ的にはカーボンニュートラルのほうが分かりやすいと、総合政策部のほうには大分言ってきたんですけれども、全国の県庁でゼロカーボンという言い方を使っているところのほうが多いから、ゼロカーボンを使うという話をずっと聞いてきたんです。

一般の人は、ゼロカーボンの半分は森林の問題だということ想定されていない方が相当おられるので、ゼロカーボンという名称だと、何でそこで森林が出てくるのということになるわけです。皆さんは分かっているけれども、ゼロカーボンだから炭素はゼロにできるんでしょうって、何でそこで森林が関係してくるのというようなイメージです。

こういう事業でそこが表に出てくると思いますが、今回は2件ということですのでけれども、もっとしっかりこの煩雑な制度も何とかうまくやっていただいて、どんどんこれが浸透して、4年で登録件数18件と再生林計画面積65ヘクタールということでしょうから、4～5年でもっと伸びるように、そして、学校教育にもしっかりと生かして頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○黒岩委員 常任委員会資料の8ページなんですけど、プロジェクト計画書を作成するとありますけれども、具体的にはどういう内容の計画書をつくることになるんでしょうか。

○永田森林管理推進室長 森林経営活動にしましても再造林活動にしましても、その森林がプロジェクトの期間中にどれだけCO₂を吸収するかをトン数で換算しまして、例えば1トン当たり幾らで売る、その価格は決まっていなくて、1万円なら1万円、7,000円なら7,000円というのを交渉して、その価格で販売するという仕組みになっています。

○黒岩委員 1プロジェクト当たりの対象森林面積が想定として100ヘクタールという説明があったんですけども、大体この対象となる事業者は——個人の方は普通なかなかな100ヘクタールはないと思うんですけども、こういった事業者を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 県内のこれまでの事例で言いますと、市町村・自治体が所有している公有林であったり、今申請を予定しているところと言えば、大規模な森林所有者であったり、それと、延岡市であれば協議会をつくりまして、それに参画している企業なども入って申請する場合もあります。

○黒岩委員 この100ヘクタールのプロジェクト計画をつくった場合のJ-クレジットの金額は、どれぐらいになりそうなものなんですか。

○永田森林管理推進室長 森林経営活動で言いますと、これは間伐とかが主になるんですけども、門川県有林の例で既販売額で試算すると、1ヘクタール当たり3万7,000円ぐらいになります。

まだ全国に例が1つしかないんですけども、再造林活動については耳川森林組合が登録申請している例で1ヘクタール当たり170万円ぐらいのクレジットが創出できる試算になっています。

○黒岩委員 1ヘクタール当たり170万円ということは、100ヘクタールの場合には1億7,000万

円になるということですか。

○永田森林管理推進室長 そうです。諸塚村の場合が178ヘクタールありまして、それを単価7,000円で販売できると3億円弱——2億9,600万円ぐらいになるという試算になります。

○丸山委員 どういう企業がクレジットを買ってくれるのかをもう少し分かりやすく説明していただくとありがたいです。

さらに、交渉次第でクレジットの金額が変わってくるのか、また、交渉には県や国が中に入っていたりするのか、それとも事業者が単独でやっていくのか、教えていただくと助かります。

○永田森林管理推進室長 まず、買っていた部分なんですけれども、企業等は自らの温室効果ガスの排出量を認識して自主的に削減する努力を行うんですが、その削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入してもらい形になりますので、温室効果ガスを多く排出している企業に買っていただくイメージになります。

販売につきましては、基本的には相対取引になるんですけども、国のホームページを見ますと、プロバイダーという仲介役もありまして、そういったところを通せば、販促活動はできると思うんですけども、仲介手数料が、例えば1トン当たり幾らとかいう形で、発生することになります。

○丸山委員 宮崎県は森林面積が広いので吸収源が多いから、恐らくクレジットを持っているかもしれませんが、温室効果ガスをいっぱい出している鉄鋼メーカーとかが買ってくれるだろうと考えているのか。本当にクレジットを買ってくれるのか、分かったような分からないような感じがして、その辺も含めて事業者が増えて

いかない原因じゃないかなと思っているんです。

説明会を今後開かれると思うんですが、例えば、どういう企業が二酸化炭素を排出しているから何兆円という資金でクレジットを買う予定になっていますという見込みをしっかりと説明しないと、不安もあるんじゃないかと思いますが、その具体的な買ってくれる企業を、国・県は把握して公表されているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 そこにつきましては今年の説明会等で創出する側の説明会と販売する側の説明会でPR活動はやっていくわけなんですけれども、現時点で買ってくれる企業を決めているわけではないので、販売促進活動はこれからの頑張りといったことになってくると思います。

○丸山委員 まず県が見本を示さないといけないと思っているのですが、県有林もありますが、県は既にクレジットを創出しているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 県につきましては、門川町の県有林で、クレジットを既に創出して、販売しております。

○丸山委員 ちなみに、販売先がどこかは言えるのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 門川県有林につきましては、具体的には株式会社日本旅行、株式会社イムラ封筒、カーボンフリーコンサルティング株式会社であったりとか、複数の会社を買っていただいているところであります。

○丸山委員 県有林も門川だけじゃなくて、いろいろなところにあると思いますが、今、県有林のうちの何%ぐらいにJ-クレジットを設定できたかと理解すればよろしいでしょうか。

○永田森林管理推進室長 数字は今把握していないんですけれども、県有林につきましては、

とりあえず門川県有林だけで始めております。

○丸山委員 民間も含めてJ-クレジットにしっかりと取り組んでいくためにも、まず、県が見本を示すべきです。県がデータとか技術を蓄積することで、市町村にも技術的指導ができると思いますが、まだ県が1件しかやっていなければ、民間の登録件数が少なくなるんじゃないかと思うんです。

これは民間は民間のほうで推進していてもraitainですが、県のほうももう少し積極的に推進すべきなのか、もう県は1件だけでこれ以上推進しないという考えなのか、どちらだと理解すればよろしいでしょうか。

○永田森林管理推進室長 県のほうでは、推進していきたいと思っている理由としまして、これまで森林経営活動というのが間伐とかを中心にクレジットを創出していたんですけれども、昨年度、制度自体が改正されまして、再造林の部分も、この経営活動の中でクレジットを創出できるようになりました。

昨年の8月に改正された時点で、再造林に対しても吸収できる部分に、クレジットが創出できるようになったということで、これまで木を切ったら排出するだけだったんですけれども、今度は再造林であれば、標準伐期齢までの吸収量を算定して、その分もクレジットを創出できる仕組みになってきております。

ですので、再造林についての吸収量を計算できるようになってきた点が大きな点で、そういった部分で、県も力を入れていきたいと考えております。

○丸山委員 いずれにしても、1件当たりの申請費用が100万円というのがかなりハードルが高い気がしていて、この金額が下がっていかないと——J-クレジットという制度で事業者に資

金力を持たせて、再造林をやってほしいということですが、100万円をかけて本当に森林経営が良くなるのか悪くなるのかというのが若干見えずらいと思います。

県有林や他の民間企業で、J-クレジットの認証を受けて本当に良かったという話を聞いているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 再造林につきまして、去年の改正でそういった新しい制度になったので、これから広がっていくものかなと考えております。

先ほど1回当たりの申請費用が100万円とは言ったものの、再造林であれば吸収するCO₂のトン数が多いもので、諸塚村の事例でいくと、かなり高額な金額が入ってきます。だから、再造林であれば、造林とか保育の費用は十分賄われるのかなと考えているところです。

○丸山委員 これまで再造林をするために、いろいろな補助金があったと思うんですが、それらと並行して申請してもいいと理解していいでしょうか。

○永田森林管理推進室長 森林整備の補助につきましては、植林したり、下刈りするものに対しての費用で、今回のこの補助事業につきましては、クレジットを創出するときに必要な経費の補助ということで、別と考えておりますので、そこは重複してもいいと理解しております。

○丸山委員 再造林率が毎年73%で800ヘクタールぐらい再造林されていないということですが、本当にこのJ-クレジットによって再造林率が上がると見ているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 このJ-クレジットの事業につきましては、あくまでこれだけで再造林をカバーするというものではなくて、再造林の推進につながればという一つの手段として

の事業と考えておりますので、一部分にはこれが寄与するものと考えております。

○丸山委員 いずれにせよ目的は再造林を少しでも進めたいという県のプロジェクトとっています。

県北地区は大規模な事業者が多いですが、県西地区とか県南地区は小さい林家が多いものですから、大規模な事業者でないとJ-クレジットがうまく機能するのは難しいのであれば、今後どうやって進めていくのか。森林組合だけで取り組めるのかというのも、なかなか分かりづらいのですが、森林組合だけでも取り組めるのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 再造林活動につきましては、全国で事例が一つしかないということで、先ほど説明しましたけれども、それは耳川森林組合が再造林のところを集めて申請しておりますので、そういった植栽未済地であるとか、そういった部分を集めて森林組合が申請することは可能かと思えます。

ただ、そういった煩雑な条件がいろいろあって、その条件をクリアしていけば申請できるという形になっております。

○丸山委員 最後にしますが、現場で使わなければ意味がないと思っていますので、宮崎県の場合は早めに主伐を迎えている県ですから、煩雑な条件で制度上おかしいよというのがあれば、国のほうにも制度改正の要望を早めにしないといけないと思っていますが、国のほうにはここを変えてほしいという要求をしているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 制度につきましては、こういった場合はできるかといった担当者レベルでの協議は重ねておりますし、今後も説明会等を開催していきますので、そういった中で、

不都合な部分であったり、こうしてほしいという部分があれば、国にも要望していきたいと考えております。

○丸山委員 現場は宮崎県のほうが先に進んでいると思っていますので、しっかりそのような声を国のほうに伝えていただいて、現場が本当に回るような制度にしていただければありがたいかなと思っています。よろしくお願いします。

○安田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○永田森林管理推進室長 常任委員会資料の10ページをお開きください。

県が出資している法人等の経営状況につきまして、私からは一般社団法人宮崎県林業公社について御説明いたします。

林業公社は、(1)の設立の目的にありますように、造林・育林等の事業を通して県土の保全等を図り、もって、地域経済の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的として、昭和42年に設立されております。

(2)の社員につきましては、県と12市町村、4森林組合など合わせて19団体であります。

(3)の組織につきましては、役員は16名、職員は7名となっております。

(4)の出資の状況につきまして、出資額は1,350万円で、このうち県出資金が500万円、出資比率は37%となっております。

それでは、次に、令和5年9月県議会定例会提出報告書の31ページをお開きください。

まず、令和4年度事業報告書についてであります。

1の事業概要を御覧ください。

9行目辺りですが、林業公社では、平成30年に策定しました第4期経営計画に基づき、経営改善に努めながら、以下の(1)から(6)にありますように、計画的な主伐販売や補助事業を活用した利用間伐などの業務に取り組んでおります。

次に、32ページをお開きください。

2の事業実績にありますように、令和4年度は間伐による分収林の適正な管理や作業路開設による生産性の向上などに取り組んでおります。

財務状況等につきましては、令和5年度宮崎県出資法人等経営評価報告書の153ページをお開きください。

中ほどの県関与の状況であります。

人的支援は、右側の令和5年度の欄を御覧ください。合計16名の役員のうち、常勤役員は県退職者が1名、非常勤役員は県職員が2名、県退職者が2名となっております。職員数は合計7名のうち、県職員が2名、県退職者が1名となっております。

その下の左側の財政支出等では、令和4年度は県補助金が4,013万円のほか、その右側ですが、公社への無利子貸付になります県借入金残高は、令和4年度末現在287億3,253万4,000円。その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高が39億4,158万5,000円となっております。

次の主な県財政支出の内容としまして、①の林業公社貸付金は、令和4年度は6億1,289万9,000円となっております。

次に活動指標を御覧ください。

2つの活動指標を掲げており、①の契約延長面積は達成度80.8%、また、②の再造林率は達成度71.9%となっております。

次に、154ページをお開きください。

財務状況であります。表の左側の正味財産増減計算書、令和4年度の欄を御覧ください。上から3行目の当期経常増減額は4,892万1,000円で、上から6行目の当期経常外増減額はマイナス5億8,940万6,000円となっており、この結果、当期一般正味財産増減額はマイナス5億4,048万5,000円となっております。これは、令和4年度に売り払った分収林について、これまでに要した経費に対して、主伐の売上額が下回ったことなどによるものであります。よって、これに一般正味財産期首残高を加えた一般正味財産期末残高はマイナス118億4,324万1,000円となっております。

次に、表右側の貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。

資産の合計から負債の合計を差し引いた正味財産はマイナス118億4,324万1,000円でありませ

次に、その下の財務指標を御覧ください。

まず、①の年度末資金残高、②の主間伐等収入、③の経営改善効果額のいずれも目標を上回っております。

次に、一番下の枠、総合評価の欄を御覧ください。

右側の県の評価であります。主間伐等の収入については、目標値を上回る結果となったものの、これまでの森林造成に要した経費を賄うほどの収入が確保できていない状況にございまして、約118億円の債務超過にあります。

今後とも、公社に対しましてさらなる経営努力を求めるとともに、一層の収支改善が図られるよう、厳しく指導・監督を行うこととしております。

続きまして、第4期経営計画に基づく公社の単年度収支の状況について御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただきまして11ページをお開きください。

(6) 収支実績及び改善効果額であります。

①の第4期経営計画の実行であります。林業公社は第4期経営計画に基づき、経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、②の令和4年度の収支計画及び実績であります。その右の表1を御覧ください。

計画期間中の各年度の単年度収支の計画と実績であります。太枠で囲っております令和4年度は、木材価格の上昇を受けて積極的な主伐等を実施し、計画を上回る伐採収入を確保するとともに、繰上償還を行うことで、年度末資金残高は、表の一番下にありますように目標を上回る3億5,100万円を確保しております。

次に、12ページを御覧ください。

③の林業公社の経営改善計画に基づく令和4年度の改善効果額であります。これは、令和4年度までに林業公社が行うべき経営努力や利息の軽減などの取組をまとめたものであります。

右の表2の太枠で囲っております令和4年度を御覧ください。

1、林業公社自身の経営努力では、列状間伐の実施などで、計画を上回っております。

また、2、利息の軽減では、これまでに繰上償還等に取り組んだ結果、利息の軽減が図られております。

これらによりまして、改善効果額は下から2行目の欄のとおり、令和4年度は8,841万6,000円となるなど、計画を上回っております。

○二見山村・木材振興課長 常任委員会資料の13ページをお開きください。

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センターについて御報告いたします。

まず、(1)の設立の目的ですけれども、当セ

ンターは、高性能林業機械の共同利用や林業事業体の雇用改善、新たに林業に就業しようとする者への就業支援など、低コスト林業の促進や林業労働力の確保を目的に平成7年に設立されております。

(2)の会員ですが、県、宮崎県森林組合連合会と宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会の3団体で構成されております。

(3)の組織ですが、役員は8名、職員は2名であります。

(4)の出資の状況ですが、総額は900万円で、このうち県の出捐金は400万円となっております。

(5)の特記事項ですが、当センターは林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、林業事業体への支援を行う林業労働力確保支援センターとして、知事の指定を受けております。なお、当センターが行う林業就業の相談・指導業務や、高性能林業機械の共同利用業務などは、この法律に基づく業務となっております。

次に、別冊の令和5年度9月定例県議会提出報告書の155ページをお開きください。

経営評価報告書を御説明いたします。

中ほどの表、県関与の状況の財政支出等ですが、令和4年度の県委託料は1,843万8,000円、県補助金は492万2,000円であります。

一番下の表、活動指標では、①の相談件数及び各種講習会、研修会等参加者数は目標を上回りましたが、②の共同利用機械実働平均稼働月数は、台風の影響等により達成度が92.6%となりました。

156ページをお開きください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和4年度の欄を御覧ください。

表のほぼ真ん中辺りの、当期一般正味財産増

減額は105万3,000円の増加、その3行下の当期指定正味財産増減額は63万5,000円の減少となり、その結果、一番下の正味財産期末残高は令和3年度に比べて41万8,000円増加の1億6,627万8,000円となっております。

右側の貸借対照表の1番右、令和4年度の欄を御覧ください。

1行目の資産は1億7,705万2,000円、3つ下の負債は1,077万4,000円で、この結果、3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は1億6,627万8,000円となっております。

その下の表の財務指標を御覧ください。

①の自己収入比率は、目標値50%に対し、56%と目標を達成しております。

最後に、一番下の表の総合評価の右側、県の評価ですが、先ほど説明しました活動指標、155ページの一番下ですけれども、こちらの中で新規就業者や林業事業体を対象とした相談件数及び各種講習会等の参加者数については、目標を達成しておりますので、今後もセンターが行う担い手関係の事業については、みやざき林業大学校のPR等も含め、引き続き新規就業希望者への情報発信を強化してまいります。

また、目標を下回りました高性能林業機械の共同利用の平均稼働月数については、稼働率の向上に向け、今後も引き続きその効率的な管理、運営を図っていく必要があると考えております。

財務につきましては、御説明しましたとおり、自己収入比率が目標値を上回っており、公益法人として一定の自立性を確保しているものと評価しております。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

○日高委員 林業労働機械化センターについて高性能林業機械の共同利用とかいろいろと書いて

てありますが、このセンターの運営はどうなんですか。非常にうまく活動されているのか、それとも難しい状況の中でいろいろ苦勞されながらやっているのか、地元の林業者の皆さんからするとありがたがられているのかをお伺いします。

○二見山村・木材振興課長 まず、機械の貸付けの関係なんですけれども、台風の影響とかで稼働月数が今回、目標値をちょっと下回ったんですが、近年の状況ですと、稼働率としては大体目標を達成しているような感じで来ております。林業機械は高価な機械になりますので、特に事業を開始されて間もない方などが、借り上げて伐採の作業をされるといった状況がありますので、大変喜ばれております。

○黒岩委員 林業公社についてなんですけれども、110億円を超える債務超過に陥っているところなんですけど、この第4期経営計画の中では全体的にどのような計画でこの債務を減らしていくことになっているのでしょうか。

○永田森林管理推進室長 債務超過につきましては、第4期経営計画の中で、新たに間伐の方法を列状にして搬出コストを抑えたり、山元から製材工場に直納して手数料等を削減したり、そういったことを通じて、これまでどおりのコスト削減を図ることと、新たな取組としましては、施業受託事業というもので、これまでは公社有林以外のところで行ってきたんですが、これからは、主伐した後の跡地についても、その造林を受託して、そこで手数料などの収入を得て経営改善を図っていこうと計画しております。

○黒岩委員 今、利息だけでも、見ますと年間2,000万円近くかかっているところもあるものですから、この110億円を超える債務について、どうやって第4期経営計画の中で減らしていく

のかとか、そういった大きな話についてはどんなものなんでしょうか。

○永田森林管理推進室長 先ほど説明した経営改革の中で、そういったプラスになる材料を積み上げていかないといけないんですけども、基本的には、これまでかけてきた費用に見合うだけの材価になっていない部分が多いので、その部分が改善されれば、赤字の幅も減ってくるとは考えています。そういった経営努力はするけれども、一番大きな部分は材価の部分かなとは考えております。

○丸山委員 先ほど説明していただいたJークレジットを活用して、少しでも経営改善するというのを林業公社でも考えてほしいと思っているんですが、何が障壁でJークレジット制度を活用できていないのかを教えてください。

○永田森林管理推進室長 森林経営活動の中では、まず、これまでは、主伐した後に公売したら契約を解除するので、その時点で公社から離れるんですけども、経営活動の中で再造林となると、そこからまた新たな契約を結ばないといけないので、契約期間がさらに延びるという部分があります。

それと再造林活動の中で、クレジット創出者になり得る方というのは、土地所有者ではなかったり、主伐に関わっていない人でないと、なれないという条件がついております。なので、例えば再造林などを林業公社でやろうと思えば、林業公社が契約していた土地以外の部分で再造林を進めていかないといけないといった条件がついてくることになります。

なので、経営活動の中でクレジットを創出しようと思えば、公社全体の山で、再造林も含めて間伐などでクレジットを創出しないといけないんですけども、今、主伐期に来ているもの

ですから、そこで主伐をすることによって温室効果ガスの排出量が多くなるから、経営計画でクレジットを創出するのがなかなか難しい状況にあると考えております。

○丸山委員 なかなか難しいのかなと思うんですけども、先ほど再生林の問題があって、J-クレジットの問題がありましたので、うまく使えるのかなと思いつつ、再生林の実績を見ると、目標は80%なのに57.5%という形になっています。本来であれば80%にならなくちゃいけないのに、なかなか再生林がうまくいっていない大きな原因は何でしょうか。

○永田森林管理推進室長 主伐で契約は切れるんですけども、その時には植えてくださいとお願いをしているのが現状であります。

今回、新たな取組として、施行受託事業というものは、今度は公社の主伐した後の契約地で、公社が造林とか保育の部分だけを受託して、そこで高率な補助を受けて手数料を得る仕組み、そういったことをして行って経営の改善を図っていくことは、令和5年度から考えております。

一番目は、所有者の意向によるものが大きいとは考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、県として再生林がしっかりできるように進めてほしいと思っています。

あと、経営改善にはかなり頑張っているんですけども、債務がかなり残るものですから、今はいいけれども、価格がまた少し落ちてきていますので、将来的に安定した公社経営ができるかを見込んでいるのか。また、最低ラインの経営がうまくいく立米の単価がどれくらいなのかを教えてください。

○永田森林管理推進室長 平成29年度試算で最終的にはマイナス123億円となっているんですけ

れども、そのときの価格設定が市場価格で、杉で1万円ちょっとで試算しております。

令和3年度、4年度についてはまだそれよりも高いので、そういった試算をすれば、その幅は小さくなるんでしょうけれども、最終的に令和50年度の債務をゼロと考えたときに、木材価格だけで考えた場合には、どれくらいあればゼロになるのかを試算しますと、大体2万7,000円といった数字になります。

○丸山委員 現実的には2万7,000円とかいうのは、昭和40年代前後だったらあるんでしょうが。財務評価がDランクで非常に厳しい状況だという認識があって、我々はずっと何回も議論をしているのですが、なかなか抜本的な改善策はないような気がしていますし、環境ということでJ-クレジットなどを含めて、何かうまく活用できるように模索してほしいです。多分、他県でも公社の運営で困っているところもあると思いますので、この公社もJ-クレジットなんかを活用できるようなシステムにしてもらわないと、清算できないんじゃないかと思っています。その辺を根本的に改善できるような努力をしていただくようにお願いします。

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦環境森林課長 常任委員会資料の14ページを御覧ください。

3、その他報告事項の第四次宮崎県環境基本計画に基づく令和4年度の取組について御報告いたします。

(1)の計画の概要にありますとおり、この計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、長期的な目標に、「ひと・自

然・地域がともに輝く持続可能なみやぎ」を掲げ、分野別に①から⑥の6項目を柱として施策を展開しております。

(2) 令和4年度の主な取組状況についてですが、まず①脱炭素社会の構築について、アの「温室効果ガス排出削減」では、枠囲みにありますとおり、県が委嘱した地球温暖化防止活動推進委員による普及啓発活動や、事業者向け省エネセミナーの開催などを行ったところであります。

15ページを御覧ください。

関連しまして、本県の温室効果ガスの排出状況を御報告いたします。なお、排出量は、国の統計データ等を基に算定しますことから、最新のデータは令和2年度となっております。

四角囲みに記載のとおり、2020年度の温室効果ガス排出量は974万トンと、対前年比マイナス1.3%、森林等の吸収量は390万トンとなっております。この排出量から吸収量を引いた実質の排出量は、585万トンと、前年度とほぼ横ばい、また、基準年度の2013年度比ではマイナス28.3%となっております。なお、環境基本計画における数値目標は、令和12年、2030年度までに2013年度比50%削減としております。

図1の棒グラフは、2013年度からの本県における温室効果ガス排出量と森林等の吸収量の推移を示してありまして、折れ線グラフは、排出量から吸収量を引いた実質の排出量としている数値を示してあります。

また、右側、図2の円グラフは、部門別の排出割合を示してあります。

二酸化炭素排出量が最も多いのは、製造業、建設業などの「産業部門」で30.1%、次いで「運輸部門」が22.6%、オフィス、病院等の「業務その他部門」が13.7%などとなっております。

16ページをお願いいたします。

取組状況の報告に戻ります。

イの「再生可能エネルギー等の利用促進」では、県民向け及び事業者向け研修会等の開催や、木質バイオマスの収集運搬に係る経費の支援など、ウの「二酸化炭素吸収源対策」では、保安林の整備や企業の森づくりの協定締結など、エの「気候変動への適応」では、啓発紙の発行・配布や、BCPを策定する企業の再生可能エネルギー設備の導入支援などを行ったところであります。

18ページをお願いいたします。

②循環型社会の形成について、アの「4Rの推進」では、ごみ減量化テキストの作成、配布や、みやぎリサイクル製品の認定など、イの「廃棄物の適正処理の推進」では、産業廃棄物の排出事業者向け講習会等の開催や、産業廃棄物の不適正処理等に対する行政指導など、ウの「食品ロスの削減」では、食品ロス削減啓発CMの放送や、普及啓発イベントの実施など——19ページをお願いします——エの「環境にやさしい製品の利用促進」では、「みやぎ木づかい県民会議の開催」や、民間事業者等への県産材を活用した施設整備等への支援などを行ったところであります。

20ページをお願いします。

③地球環境、大気・水環境等の保全について、アの「地球環境、大気環境の保全」では、大気汚染の常時監視や工場・事業場への立入検査など、イの「水環境の保全」では、公共用水域及び地下水の水質環境基準等の監視や、浄化槽設置者講習会の開催など、21ページをお願いします。ウの「化学物質対策」では、ダイオキシン類の環境調査や、事業者に対する監視、指導など、エの「環境負荷の低減等」では、土呂久地

区住民の健康観察検診などを行ったところであり
ます。

23ページをお願いします。

④生物多様性の保全について、アの「生物多
様性の確保」では、野生動植物生息状況等の調
査の実施など、イの「多面的機能を持続的に発
揮する豊かな森林づくり」では、県民ボランティ
アの集いの開催や、広葉樹の植栽など、ウの「自
然豊かな水辺の保全と創出」では、在来種保全
のための外来魚駆除など——24ページをお願
いします——エの「自然とのふれあいや配慮」で
は、ひなもり台県民ふれあいの森の管理運営や、
国定公園等の施設整備などに取り組んだところ
であります。

25ページをお願いします。

⑤環境保全のために行動する人づくりにつ
いて、アの「環境教育の推進」では、県が設置
しております環境情報センターによる環境講座と
出前研修の実施や、環境教育用パンフレット「み
やざき環境読本」の作成・配布など、イの「環
境保全活動の推進」では、県民による環境美化
活動のクリーンアップ宮崎などの取組を行った
ところであります。

27ページをお願いします。

⑥環境と調和した地域・社会づくりにつ
いて、アの「環境にやさしい地域・産業づくり」
では、適切かつ効率的な森林施業のための林道
や作業道の整備など、イの「快適な生活空間の
創出」では、国県道における植栽管理や無電柱
化の推進などに取り組んだところあります。

以上、主な取組について御説明しました。

詳細は、別冊資料1にまとめておりますので、
後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、常任委員会資料の30ページを
お願いいたします。

第八次宮崎県森林・林業長期計画に基づく令
和4年度の取組について御報告いたします。

(1)の計画の概要にありますとおり、この
計画は、令和3年度から令和12年度までの10年
間を計画期間として、基本目標に、「持続可能な
みやざきの森林・林業・木材産業の確立～多様
な森林（もり）づくりとイノベーションを通じ
て～」を掲げ、分野別に①から③までの3項目
を柱として施策を展開しております。

(2)の令和4年度の主な取組状況につ
いてですが、まず、①多面的機能を持続的に発
揮する豊かな森林づくりについて、アの「適切
な森林管理の推進」では、県内5地域の森林計
画のうち、大淀川地域森林計画の樹立や、みや
ざき森林経営管理支援センターの設置・運営な
ど——31ページをお願いします——イの「資源
循環型の森林づくりの推進」では、造林・下刈
り・除間伐の支援や、早生樹等の造林実証、コ
テナ苗生産施設の整備支援など、ウの「安全・
安心な森林づくりの推進」では、保安林の指
定や林地開発許可、流木の除去などを行ったと
ころであります。

33ページをお願いします。

②持続可能な林業・木材産業づくりにつ
いて、アの「効率的な林業経営と原木供給体制
の確立」では、林業従事者の軽労化への取組支
援や、ICTを活用したスマート林業技術等の導
入支援など、イの「木材産業の競争力強化」で
は、事業者の経営支援のための相談窓口の設
置、専門家の派遣や、木材加工流通施設等整
備への支援など——34ページを御覧ください——
ウの「県産材の需要拡大の推進」では、プロモ
ーション活動の支援や、工務店等が行う県産材
住宅のPR活動支援など、エの「特用林産の振
興」では、原木しいたけ生産の研修会の開催や、
乾しいたけ

たけプロモーションなど——35ページをお願いします——オの「研究・技術開発及び普及指導」では、林業技術センター及び木材利用技術センターの研究成果の技術移転などに取り組んだところであります。

37ページを御覧ください。

③森林・林業・木材産業を担う地域・人づくりについて、アの「山村地域の振興・活性化」では、治山工事や九州自然歩道の維持管理など、イの「林業・木材産業を支える担い手の確保・育成」では、林業就業希望者に対するみやざき林業大学校での長期研修の実施や就業相談会の開催など——38ページを御覧ください——ウの「森林を育み、支える人づくり」では、森林ボランティア団体の活動支援や苗木の提供などを行ったところであります。

以上、主な取組について御説明しましたが、こちらの詳細は別冊資料にまとめております。

○川畑自然環境課長 常任委員会資料の40ページを御覧ください。

野生鳥獣による農林作物等の令和4年度被害額について御説明いたします。

本件につきましては、この後の農政水産部の審議におきましても同じ資料で説明が行われますので、私からは環境森林部で所管します人工林と特用林産物の被害額を中心に説明いたします。

まず、1の令和4年度の被害状況であります。

令和4年度の被害額は全体で約3億7,300万円で、前年度より約1,000万円、率にして約3%の減少となりました。

(1)の部門別・作物別被害状況であります。部門別では2番目にあります人工林は、4年度の欄のとおり約5,400万円で、3年度に比べ30%の減少、その下の特用林産物は約1,500万

円で、3年度に比べ1%の増加となっております。

41ページをお願いいたします。

(2)鳥獣別被害の状況であります。鹿による被害が最も多く、4年度は約1億4,000万円、2番目はイノシシの約1億800万円となっております。鹿は3年度に比べますと15%減少しております。

次に、2の被害額増減の要因であります。 (2)にありますように、人工林の被害額の減少の要因は、防護柵の設置や捕獲対策により、鹿の被害額が減少したと考えております。

また、(3)にありますとおり、特用林産物の被害額の増加は、タケノコについて被害対策の未整備地域での鹿による被害が増加したことによるものであります。

続きまして、42ページをお開きください。

3の今年度の主な取組であります。

環境森林部の取組は、43ページとなりますので、そちらを御覧ください。

(3)にありますとおり、人工林につきましては、鹿等による食害を防ぐため、防護柵の設置など、特用林産物につきましては、(4)にありますように、防護ネットや電気柵等の設置を支援してまいります。

また、(5)にありますように、鹿の生息や被害の状況を把握するとともに、狩猟期間の延長、有害鳥獣捕獲や鹿の狩猟に対する助成、県による鹿の捕獲など、適切な捕獲を推進してまいります。

さらに、(6)にありますように、狩猟免許取得に対する助成や、試験の複数・休日開催に加え、狩猟のPRなどを行うイベントの新たな実施、初心者等への技術講習会の開催などにより、狩猟者の確保と育成を図ることとしております。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○黒岩委員 鹿の生息分布が、最近どんどん南下しているらしいと聞いているんですが、何かつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○川畑自然環境課長 生息状況なんですけれども、鹿の生息状況は、一応減少はしているところでございまして、令和3年末で8万2,000頭となっております。

ただ、生息につきましては、今、県南地域でも鹿の目撃情報がございますので、生息域が拡大していると認識しております。

県といたしましては、今、生息拡大域であります都城市と宮崎市の境の天神ダム辺りが侵入区域になっていると考えておりまして、そこで捕獲を強化しているところでございます。

○日高委員 環境森林課の中で、変な質問をするかもしれませんが、27ページが一番下にありますけれども、無電柱化の話です。快適な生活空間を創出し、美しい景観・環境づくりを推進するために、「国県道における植栽管理や無電柱化の推進」がありますが、綾町も町なかを200～300メートル無電柱化しているはずなんですよね。

それで、次の28ページに目標値が令和12年度で6.2%と出ていますが、全国的に無電柱化を進めるという方針になっているんでしょうけれども、例えば国の目標値とかがもし出ているなら教えていただきたいのが1点。

それから、前のページに戻りますと、無電柱化の3路線と4工区というのがありますが、これはどこなのか。それに幾らの費用がかかったのかを教えてくださいたいです。

それと、先ほどの令和12年度の6.2%を達成するためには、どれだけの財源が必要なのかとい

うのを教えていただきたいです。

○松浦環境森林課長 この環境基本計画の取組は、全部局の取組をまとめておりまして、日高委員から御質問のありました無電柱化につきましては、県土整備部が所管しておりまして、詳細は把握していないところでございます。

ただ、1点だけお答えできるのが、3路線4工区については、まず、主要地方道としまして、先ほどお話がありました綾町の宮崎須木線の南俣工区、また、宮崎島之内線の瀬頭工区、あと、都城市の国道269号の栄町工区と栄町2工区、合計3路線の4工区と聞いております。

御質問のありました28ページの無電柱化率の割合の目標の経緯ですとか、費用につきましては、私のほうでは把握しておりません。大変申し訳ございません。

○日高委員 この前私も一般質問しましたけれども、宮崎県公共施設等総合管理計画では長寿命化対策を講じることにより6,560億円圧縮して1兆4千億円かかるということらしいですね。

その中にこういう無電柱化も入っているんでしょうけれども、目標値が令和12年度で6.2%という数字を挙げていますが、100%無電柱化するには何十年先になるのかという話です。

まして、これだけ電気の問題とかが、いろいろ進化している中で、10年、25年したら、もしかしたら電線がいらない世界になったりすることもあるかもしれません。

だから、何十年ものスパンをかけて無電柱化率を6.2%から100%に持っていく必要があるのかなと考えたところでした。全国的にそういう方針かもしれませんが、無理に無電柱化をやらなくてもいいんじゃないかと思って言っただけです。もし関係課があったら、そんな話をしていましたと、ぜひ伝えてもらいたいと思います。

○安田委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

午前11時35分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、家畜伝染病の豚熱の対応について御報告いたします。

御案内のとおりなんですが、8月30日と31日に、佐賀県内の2つの養豚農場で、平成30年に岐阜県で発生して以降、初めて九州で豚熱の発生が確認されました。これを受けまして、国は今年5日に九州全域をワクチン接種推奨地域に追加したところです。県では可能な限りワクチン接種を早急に開始するために、接種開始に向けた研修など準備を前倒しで進めることに――熊本、鹿児島両県、こちらのほうは接種を行われまして――先日19日に家畜伝染病予防法に基づき、9月27日を接種開始日とするワクチン接種命令を出したところでございます。

今後、ワクチン接種を順次進めるとともに、関係者、隣県とも緊密に連携した上で、何としましても本県への豚熱の侵入を防ぐという強い決意で対策に万全を期してまいります。

詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

それでは、当委員会に御審議をお願いしてお

ります議案等について、座って説明させていただきます。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

目次にございますとおり、本日はⅠの予算議案2件、Ⅱの特別議案2件、Ⅲの報告事項6件、Ⅳのその他報告事項は、紙ベースで机上にも配付させていただいております「豚熱ワクチン接種開始について」を含めて、5件の御審議をお願いしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料4ページを御覧ください。

まずⅠの予算議案についてです。今回の予算議案は、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」と、昨日追加上程させていただきました、令和5年台風第6号災害対策関係の議案第11号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の2議案でございます。

今回の補正予算は一般会計の補正のみで、議案第1号と第11号を合わせた補正額は、表の令和5年度の補正額の欄の上から2番目にあります太文字で網かけしてあるところですが、2億7,327万7,000円の増額をお願いしております。

この結果、特別会計と合わせた農政水産部全体の補正後の額は、その3つ右側の欄の補正後の額の欄の一番上にありますとおり、434億7,885万円となります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてでございます。養豚試験事業ほか、2つの事業について、工法の検討等に日時を要したことなどの理由により、合計で2億3,077万7,000円の追加をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

繰越明許費の変更についてであります。公共土地改良事業及び水産基盤整備事業につきまし

て、用地交渉等に日時を要したことなどの理由により、合計で4億100万円から8億9,700万円の変更をお願いするものでございます。

7ページからが、今回の9月補正事業の説明資料でございますので、詳細につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

恐れ入りますが、また3ページにお戻りいただいて、もう一度目次を御覧ください。本日は、このⅠの予算議案のほかに、Ⅱの特別議案につきましては、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第8号「土地改良施設突発事項復旧事業（直轄）一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について」の2件でございます。こちらについても、後ほど担当課長から説明させていただきます。

また、Ⅲの報告事項といたしまして、農政水産部所管の6法人の経営状況について報告するものであります。

また、最後に、Ⅳのその他報告事項につきましては、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画令和4年度の主な取組について」など4項目、及び別途配付しております「豚熱ワクチンの接種開始について」御報告させていただきます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○安田委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○蛭原農業普及技術課長 常任委員会資料の8ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで936万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、43億6,763万

円となります。

それでは、内容について説明します。

9ページを御覧ください。

1番目の（事項）農産物高品位生産指導対策費の説明欄1の（1）、「持続可能なみやぎグリーン農業構築事業」50万円です。本事業は、国の「みどりの食料システム戦略」に対応した環境に優しい農業を推進するものであり、バイオ燃料等の製造に係る資源作物の栽培実証を行う予算について、国庫補助決定に伴い増額するものです。

次の（事項）病害虫発生予察事業費の説明欄、1の「特殊病害虫侵入警戒調査対策事業」886万円です。本事業は、病害虫の侵入、蔓延防止と農作物の被害防止、軽減を図るための適期防除等を支援するものであり、重要病害虫であるトマトキバガの緊急防除対策に必要な予算について増額するものです。

トマトキバガは、幼虫がトマトの葉や果実に侵入、食害するため、蔓延すると果実品質が著しく低下し、販売ができなくなります。

現在のところ、果実等の被害の報告はありませんが、県内で実施しているトラップ調査で、成虫の発生が確認されている状況にあります。このため、被害が懸念されるトマトの防除に係る農薬費の2分の1を助成し、蔓延防止を図るものでございます。

○黒木農産園芸課長 常任委員会資料の10ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、464万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、21億2,899万3,000円となります。

内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

(事項) みやざき米政策改革推進対策支援事業費の説明欄、1の「みやざき水田農業確立推進体制整備事業」です。この事業は、国の経営所得安定対策等交付金を活用し、需要に応じた米生産や地域振興作物の定着・拡大による生産性の高い水田農業経営を確立するもので、今回の補正につきましては、地域農業再生協議会の推進事務費に対する国庫補助決定に伴い増額するものです。

○水野畜産振興課長 常任委員会資料12ページを御覧ください。

当課の補正予算額は一般会計のみで、1億8,100万円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり78億9,398万8,000円となります。

それでは、内容について御説明いたします。
13ページを御覧ください。

(事項) 畜産物価格安定対策事業費の説明欄の1の新規事業でございますが、詳細は次の資料で説明をいたします。

14ページを御覧ください。

新規事業「宮崎県和牛繁殖経営維持緊急対策事業」でございます。予算額は1億8,100万円です。この事業は、子牛価格が急激に下落しているため、繁殖農家に対して補助金を交付することにより経営継続を支援するものであります。併せまして、生産性が低下した高齢母牛の更新を促すことで、繁殖農家の経営改善を図ってまいります。

具体的には、15ページを御覧ください。まず、左側の①子牛の価格差補填では、国の和子牛生産者臨時経営支援事業におきまして、九州、沖縄ブロックの平均子牛価格が、発動基準の60万円を下回った場合に、55万6,000円を下限に、差額の4分の3を国が補填し、本事業では、残り

4分の1の2分の1、つまり8分の1を県が補填することで、厳しい経営環境にある繁殖農家を支援したいと考えております。

具体的には、例えば、平均子牛価格が55万6,000円であった場合、国と県の補填によりまして、加算後の子牛価格が59万4,500円となります。なお、全国の平均子牛価格が55万6,000円を下回った場合は、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、国の肉用子牛生産者補給金による補填が行われます。

次に、右側の②高齢母牛の更新対策では、母牛年齢が上昇すると、子牛価格が低下する傾向にありますので、10歳以上の母牛の更新に対して、1頭当たり5万円を交付することで子牛価格の上昇を誘導しますとともに、中長期的には、競り市に出荷される子牛の資質向上につなげたいと考えております。

事業期間は、今年度限りを予定しております。

○馬場担い手農地対策課長 常任委員会資料の16ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで1,061万6,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、30億6,527万円となります。

内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

(事項) 農業大学校費の説明欄1、学校管理運営費1,061万6,000円です。これは、農業大学校の老朽化した消防設備の更新に必要な予算の増額を行うものであります。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で134万6,000円をお願いしております。この結果、補正後の一般会計の予算額は、右から3番目の欄にあり

ますとおり、17億3,844万3,000円。特別会計を合わせた全体の予算額は、その1つ上になりますが、19億5,462万1,000円となります。

内容について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

(事項) 水産試験場管理費の説明欄の1の内水面支場管理費134万6,000円でございます。本事業は、水産試験場内水面支場において、チョウザメなどの種苗生産に必要な冷却水供給装置の更新に必要な設計を行うもので、その設計委託料について増額を行うものでございます。

○赤嶺漁業管理課長 常任委員会資料の20ページを御覧ください。

当該の補正予算額は一般会計のみで、6,631万5,000円をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄のとおり、34億8,718万8,000円となります。

内容について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

1番目の(事項) 公共海岸保全漁港事業費の説明欄の1、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」3,436万5,000円です。本事業は、国からの補助を受け、海岸保全区域内に漂着した流木等の処理を行うものであります。今回の台風第6号では、県北の門川町から、県南の日南市に至る6か所の漁港海岸に流木等が漂着したことに伴い、増額を行うものでございます。

次の(事項) 漁港災害復旧事業費の説明欄1、県単災害復旧工事3,195万円です。本事業は、台風等により被災した漁港の災害復旧を図るための経費であります。先に説明いたしました箇所と同様、台風第6号により、延岡市の南浦漁港や新富町の富田漁港海岸に流木が漂着したことに伴い、増額を行うものであります。

○坂元家畜防疫対策課長 常任委員会資料の22

ページを御覧ください。

議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

改正の理由ですが、さきの6月定例会で改正を行いました使用料及び手数料徴収条例に規定する動物用生物学的製剤、いわゆる豚熱ワクチンを農場へ交付する際の手数料について、手数料の徴収に係る権限を市町村へ移譲するものであります。

改正の内容ですが、別表にお示しする事務処理を新たに規定いたします。

施行期日は、公布の日からとしております。

○鳥浦農村計画課長 常任委員会資料の23ページを御覧ください。

議案第8号「土地改良施設突発事故復旧事業(直轄) 一ツ瀬川地区の執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

本議案は、およそ40年前に国営土地改良事業で造成された西都市、高鍋町、新富町、木城町を受益とする農業用水利施設において、令和4年6月に、西都市の道路内に埋設された幹線水路で、劣化による漏水事故が発生し、昨年度中に国直轄で施行されました当該復旧事業に要した費用に充てるため、土地改良法第90条第10項の規定により、議会の議決を経て、市町村負担金を定めるものであります。

まず、1の負担金につきましては、西都市15万8,465円、高鍋町16万3,277円、新富町27万417円、木城町7万892円、合計額66万3,051円でございます。

なお、各市町の負担金の額は、受益面積の割合で算出しております。

次に、2の徴収期間につきましては、各市町から全部を一時支払いで償還する旨の申出があ

りましたので、令和5年度としております。

本事業の概要につきましては、下の参考に示しているとおりでございます。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

午前中はここまでとし、質疑につきましては、午後1時から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ございませんので、午後1時再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後0時57分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

議案について質疑はありませんか。

○野崎委員 高齢母牛の更新対策が10歳以上ということですが、いろんな議員から話を聞くと、対象を7歳とか8歳くらいからに広げたらいいんじゃないかという現場からの声も上がっているみたいですが、所見をお伺いしたいと思います。

○水野畜産振興課長 高齢母牛の更新につきましては、常任委員会資料の15ページの右側にグラフがございますけれども、少し数字的に御説明いたしますと、令和4年次の子牛の平均価格、雌と去勢で分けてはありますが、税込みで約62万円でした。

例えば7歳代ですと63万円以上ですし、8歳代でも62万円以上でした。9歳代でも大体平均に近いということでした。ただ、10歳を超えますと57万円台ということで、平均を5万円ほど下回ってしまうということがございます。

10歳以上が子牛の平均価格全体を非常に引き下げているという感じがありまして、今回、10

歳以上の母牛を対象にさせていただきました。

一応これにつきましては、8月に各地域を畜産キャラバンという形で回らせていただきまして、農業協同組合や市町村の方とも同様のデータでお話しして、大体共通認識ということでございました。

ただ1点、この高齢母牛の年齢比率につきましては、地域差があります。県全体の高齢母牛の年齢比率は15%ほどになっていますけれども、例えばある地域によっては8%、別の地域によっては18%という形で地域差がございます。この事業の目的としましては、市場の子牛の値段の活性化というのがございますので、そういった意味からすると、地域ごとの年齢比率で見た場合、ちょっと不公平感が出るのかなという感じがしてしますので、地域の不公平感がないように、実施に当たりましては、検討していかないといけないと思っております。

○野崎委員 母牛の年齢が9歳までと比べて10歳になると子牛価格ががたんと落ちるとこの説明は結構説得力があると思えました。地域差があるのは、またどうか考えていただければいいかなと思っております。よろしくお願ひします。

○丸山委員 高齢母牛の更新は、ぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、予算額からすると、1,200頭の規模になっていくと思っております。予算配分については、どのような協議が今進んでいて、実施時期はこの予算が成立したときになると思うんですが、古い牛を出すときの基準とかはどんなふうになっているのかも含めて、教えてください。

○水野畜産振興課長 先ほど、野崎委員からの御質問にもありましたように、できるだけ地域の平等性を保ちたいというのがございますし、

あとは時期ですね、雌子牛を導入する時期と、母牛を淘汰する時期というか、そういったものも含めまして、できるだけ事業の効果が出るよう要項をきっちりと定めまして、早めに農業協同組合を通じて、生産者の方々に御説明していきたいと思っております。

○丸山委員 早目に情報を流していただかないと、この予算がつくのが9月末になると思いますが、できれば10月からの競りに間に合うようにしていただき、競りがそれぞれ地域によって違ったりしますので、公平性がとれるような形でやっていただければありがたいと思っています。よろしくをお願いします。

子牛の価格はなぜここまで下がってしまったのか。9月に行われた九州和牛枝肉共励会で、久々に宮崎県がグランドチャンピオンを取りましたが、そこで下落が止まるかなと思ったら、9月もまた下がってしまいました。なかなか枝肉価格が上がらない理由として、どういう要因が複合的に絡んでいるのかを教えてください。

○水野畜産振興課長 丸山委員が今おっしゃったように、1つには、やはり肥育農家が今、出荷している牛は子牛価格が70万円以上の時期に導入した牛ですから非常にまだ厳しい状況にありますし、全国的な牛肉の在庫量が増えているというのがございます。

参考までに、コロナ前の2019年でいきますと、12万6,000トンの牛肉全体の在庫がございました。それが直近7月では、15万9,000トンということで、25%増になっております。

要はダブついているというか、ただ、この中身を見ますと、そのほとんどが輸入牛肉でございまして、これが14万6,000トンということで、在庫全体の92%を占めております。

国産牛肉の在庫はそれほど増加していないん

ですが、コロナが5類移行した5月に輸入牛肉の在庫が増えたんですけども、その前の4月に商社が牛肉を輸入して、在庫のダブつきが始まっております。

ただ、それに反して物価高騰で消費者の節約志向が高く、牛肉よりもどちらかというと豚肉、鶏肉の方に指向しているということがあって、直近の状況でいきますと、牛肉の輸入量が減ってきている状況がありますので、少しその辺は今後も注視していかないといけないと思っています。そういったところがやはり主な要因かなと思っております。

○丸山委員 我々も期待していたインバウンドがかなり好調になって中国からの海外旅行や団体旅行が再開される予定でしたが、ALPS処理水の関係で来なくなりました。今まで中国頼りにしていたのが、問題が大きくなった要因になっているのかなと思っているところなんですけど、今後どうやって在庫をはけていくのか、12月にかけて在庫をはけてほしいなと思っているところですけども、今後の見込みは、どういうふうに想定しているんでしょうか。

○水野畜産振興課長 これまでの状況でいきますと、年末にかけて年末需要である程度はけていくかなと思っております。

先ほど申しあげましたように、海外の牛肉価格が高くなっているというのもありますし、なかなか国内でははけないというので、商社が買い控えしていますので、少し受給のバランスがまともに近くなるという状況はあると思います。ただ、なかなか簡単にはいかないという感じがしております。

○丸山委員 この子牛の価格の補填策は、国が中心になってやっていますが、メニューが分かれていて、非常に分かりづらいと現場で聞くんで

す。55万6,000円を下回ったときには、肉用子牛安定基金がありますから大丈夫ですよと書いてあっても、本当に大丈夫なんでしょうかと言われる。

イメージ的には、平均価格が下がっていても、60万円近く補填がありますよということを、もう少し分かりやすく明言していただく方向で生産者の方々に改めて説明していただくとありがたいと思います。

○水野畜産振興課長 今回の事業で県の分が上乘せされますので、そういったものを少し整理をしまして、今後、この事業が承認されましたら、また出先機関を通じまして、生産者向けに、分かりやすい資料で説明をしていこうと思っております。

○丸山委員 これも国にお願いするしかないと思っているんですが、価格差補填の発動基準が60万円ということについてです。昔は発動基準が40万円とかでかなり低かったのを60万円に上げていただいて、よかったと思っているんですが、全体的に物価が上がっているものですから、本当に発動基準が60万円がいいのかという声を生産者から聞いています。発動基準を60万円ではなくて65万円にしてほしいといった意見もときどき聞くものです。

国でも食料・農業・農村基本法の改正にあたって、かかったコスト分の価格を設定していく動きがある中で、宮崎県において子牛の価格差補填の発動基準が60万円で本当にいいのか。餌代、人件費も上がっているの、しっかりと対応した基準にしていくことを要望していかないと、後継者を含めて生産者が安定的に育たないと思っているものですから、その辺の議論はどこまで進んでいるのかを教えてください。

○水野畜産振興課長 基本的には国が最終的な

判断をされるという形で、この畜産物の価格安定制度につきましては、年末に大体決定されていきますけれども、それ以前にキャラバンという形で、国の方が、宮崎県や鹿児島県辺りに来られまして、いろいろな意見交換をします。

そういった中でも、適正な価格につきましては要望していかないといけないかなと思っています。また、御案内のとおり、食料・農業・農村基本法が来年度改正という形になっておりまして、その中で今、生産者から消費団体まで各段階の関係者が議論する場が設置されまして、適正な価格形成の在り方が検討されていますので、この動きについても十分注視をしていきたいなと思っております。

○黒岩委員 飼料等の高騰で、子牛価格が下落しているということなんですが、宮崎県は昨年の全国和牛能力共進会でチャンピオンを取った県ということもあって、この子牛価格については、下落している中であっても他県よりも少し高水準だとか、何かそういう効果は見られるのでしょうか。

○水野畜産振興課長 全国和牛能力共進会で、「おいしさ日本一」という形で冠を取らせていただきまして、その面では、ある程度、宮崎牛をはじめ順調に売れているのかなという感じがしております。ただ、子牛になるとちょっと違う感じで、基本的には全国と同じ水準で下落しているという形になっています。

○黒岩委員 流木等処理対策事業についてですけれども、県内6つの漁港が対象だとあったんですが、具体的にこの6港を教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 まず、県北から、門川漁港海岸、都農漁港海岸、川南漁港海岸、青島漁港海岸、富士漁港海岸、大堂津漁港海岸の6か所となっております。

○黒岩委員 流木は最終的にどういうふう処理されるんですか。

○赤嶺漁業管理課長 昨年度も、台風第14号で打ち上げられた流木の処理がございましたけれども、処理といたしましては、集めたものを、入札にかけて処分しますが、一部は、無償で引き取っていただいて、バイオマスとして活用するという方法も同時に行う予定ではございます。

○野崎委員 流木は塩を含んでいるので3か月くらい雨ざらしで置かないといけませんが、その管理する場所もしっかりあるんですか。

○赤嶺漁業管理課長 塩を含んだものを焼却に使いますと、焼却炉が傷むということで、非常にその取扱いについてはデリケートなものですから、集めたものについては、雨に打たせて、塩をできるだけ除去する場所を漁港区域内に作りまして、その後、処分に回します。

○丸山委員 この豚熱ワクチンの関係で、市町村に権限移譲するんですが、市町村の事務的な負担はどうか。ワクチンを今月末から接種するんですが、そのときまでに議会の採決が間に合うのか、どういうスケジュールになるのか、確認をさせてください。

○坂元家畜防疫対策課長 この手数料徴収事務については、これまで豚熱ワクチンについては手数料徴収というのがありませんでしたので、業務についてはかなり負担になると考えております。

ただ、今回、初回接種については免除しておりますので、初回にかかる業務については負担はないものと考えております。

○丸山委員 ワクチン接種はかなりの期間をかけて続くと思っておりますので、市町村との連携をしっかりと図っていただくようお願いいたします。

○安田委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○馬場担い手農地対策課長 常任委員会資料の24ページを御覧ください。

県が出資している法人等の経営状況としまして、公益社団法人宮崎県農業振興公社について御報告いたします。

1の設立の目的ですが、当社は、農業経営の規模拡大をはじめ、本県農業の振興を目的に、昭和35年に設立をされております。

2の組織ですが、役員は15名、職員は19名です。

3の出資金等ですが、出資金が6,000万円で、このうち県の出資が2,000万円です。

次に、資料は変わりました、お手元の令和5年9月議会定例会提出報告書の81ページを御覧ください。

令和4年度の事業報告書について御説明いたします。

2の事業実績ですが、(1)の農地部門では、農地中間管理事業により、農地の貸借や売買などを行いました。

(2)の担い手支援部門では、就農支援対策事業や基金事業等により、新規就農者の確保、育成の支援を行いました。

(3)の畜産施設部門では、飼料畑造成や家畜排泄物処理施設への運搬等機械の導入などを行いました。

次に、163ページを御覧ください。

経営評価報告書を御説明いたします。

中ほどの県関与の状況の財政支出等ですが、令和4年度の県委託料は3,244万円余、県補助金は5億1,660万円余であります。一番下の表、活

動指標では、①の農地中間管理事業の借入面積は目標を未達となりましたが、②の就農相談件数は達成しております。

164ページを御覧ください。

上段の財務状況について、左側の正味財産増減計算書の令和4年度の欄を御覧ください。

ほぼ中央になります、上から7行目、当期一般正味財産増減額は1,362万円余の減少、その3行下の当期指定正味財産増減額は5,855万円余の減少となり、その結果一番下の正味財産期末残高は、令和3年度に比べ7,217万円余減少の10億1,723万円余となっております。

右側の貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。1行目の資産は16億5,759万円余で、3つ下の負債は6億4,036万円余となっており、この結果3つ下にあります資産から負債を引いた正味財産は10億1,723万円余であります。

その下の表、財務指標を御覧ください。①の県補助金等比率は目標50%に対し40%、②の管理費比率は目標1%に対して0.4%と、いずれも目標を達成しております。なお、財務指標は、令和4年度に実施されました包括外部監査における意見を踏まえ、令和5年度からは②管理費比率を③流動比率に変更いたします。

一番下の表、総合評価の右側、県の評価ですが、活動指標は、就農相談件数は目標に達成しており、農地中間管理事業は目標未達ではあるものの、耕地面積当たりの借入面積の割合が全国で10位、九州で1位と高い実績を上げていることを評価しております。

財務指標は全て達成しておりますが、今後も自主財源の確保や管理費削減の取組を求めています。

続きまして、91ページをお願いいたします。

令和5年度の事業計画を御説明いたします。

2の事業計画のとおり、3部門で各種事業を実施し、本県の農業振興を図ってまいります。

次に92ページを御覧ください。

3、正味財産増減予算書ですが、Iの一般正味財産増減の部、(1)経常収益は、次の93ページの上段枠内の経常収益計22億2,714万円余であり、それに対する(2)の経常費用につきましては、95ページ、中段枠内の経常費用計22億2,525万円を見込んでおります。

2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は、1億3,383万円余で、その結果、一番下のIIIの正味財産期末残高は、10億5,605万円余を見込んでおります。

農業振興公社に関する報告は、以上でございます。

○赤嶺漁業管理課長 常任委員会資料の25ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県内水面振興センターについて御報告いたします。

まず、1の設立の目的ですが、当センターは、内水面における漁業及び養殖業の振興を図るとともに、水産動植物の保護、培養など、内水面の振興に資することを目的として設立されております。

2の組織ですが、役員は9名、職員は10名となっております。

3の出資金等ですが、出捐金は3,000万円で、このうち県が1,500万円でございます。

別冊の令和5年9月県議会定例会提出報告書の97ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、主なものとして、(1)の内水面における漁業及び養殖業の振興に関する事業では、ウナギ稚魚の取扱い条例に基づく現地調査や、内水面振興法に基づくウナギ稚魚の池入れ制限に係る指導・監視を行い

ました。

(2)の内水面における秩序維持対策に関する事業では、巡回パトロールによる河川利用秩序の指導や、県警と連携し、違法採捕の防止に努めました。

(3)3の内水面の増養殖用種苗の採捕、供給等に関する事業では、大淀川と一ツ瀬川でウナギ稚魚の採捕を行い、県内養殖業者へ供給いたしました。採捕料は7.5キログラム、収入額は1,020万円余でございます。

続きまして、165ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、令和4年度の経営状況等を説明いたします。

まず、表中段の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。令和4年度の県委託料は4,852万円余、県補助金は1,520万円。その右側の欄ですが、県からの派遣職員の人件費は2名で1,220万円余であります。

また、その他の県からの支援等として、経営基盤強化対策資金の借入金が2,400万円でございます。

次に、一番下の活動指標につきましては、①の県南産種苗に占めるセンター採捕分の割合は13.7%、達成度は45.7%、②の県内各河川の監視、指導回数は247回でございます。

続きまして、166ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和4年度の欄でございますが、経常収益は7,596万円余、経常経費は8,257万円余で、当期経常増減額はマイナス661万円余となりました。

その結果、一番下の正味財産期末残高は2,923万円となり、昨年度から600万円ほど減少いたしました。

次に、財務指標ですが、①の正味財産の対前

年度比率は、ウナギ稚魚採捕、供給事業の収益減少により、実績値は82.4%となりました。

②の管理費比率の実績値は18.4%で、経常費用に占める管理費の割合が目標値を下回っており、管理費の抑制が図られております。

次に、下段の総合評価の右側、県の評価ですが、第5期経営改善計画に基づき、体質強化を図るとともに、引き続きウナギ資源の適正管理や持続的な養鰻業発展と、内水面の振興への寄与に期待するとしております。

続きまして、令和5年度の事業計画について説明いたします。

103ページにお戻りください。

今年度は2の事業計画のとおり、おおむね昨年と同様の事業に取り組んでまいります。

104ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、I、事業活動収支の部の1、事業活動収入のうち、中ほどの種苗販売事業は、近年の状況を考慮し2,600万円としており、事業活動収支計は9,275万円余を計画しております。

105ページを御覧ください。

下の囲み欄の事業活動支出計は、8,934万円余を見込んでおり、事業活動収支差額は341万円余を計画しております。

次に、IIの投資活動収支の部では、106ページに移りまして、横囲みの上から2番目、投資活動収支差額はマイナス341万円余を計画しております。

最後に、IIIの財務活動収支の部の下の方、財務活動収支差額はゼロと見込んでおります。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の26ページを御覧ください。

一般財団法人宮崎県水産振興協会の経営状況について報告いたします。

1の設立の目的ですが、当協会は、栽培漁業の推進及び養殖業の振興により、海面における本県水産業の発展を図り、県民生活の向上に寄与することを目的として、平成4年に設立されたものでございます。

2の組織ですが、役員は11名、職員は8名でございます。

3の出資金等ですが、出捐金は9,244万6,000円で、このうち県の出捐金は4,622万3,000円となっております。

次に、別冊の令和5年9月県議会定例会提出報告書の107ページを御覧ください。

2の事業実績ですが、(1)の栽培漁業振興事業では、作り育てる栽培漁業の普及啓発や、ヒラメ等の種苗放流による資源造成型栽培漁業を推進いたしました。

(2)の魚類養殖適正管理指導事業では、養殖用のブリやカンパチの種苗の動向把握や、養殖の実態調査を行ったところでございます。

(3)の種苗生産技術開発事業では、養殖ブリの周年出荷を可能とするため、通常の時節とは異なる夏に種苗生産を開始する超早期種苗の供給実証試験などに取り組んだところでございます。

(4)の養殖用種苗供給事業では、マダイやシマアジなどの養殖ニーズに対応した種苗の生産供給を行ったところでございます。

167ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により、当法人の令和4年度の評価について説明いたします。

中ほどの表の県関与の状況の財政支出等の欄を御覧ください。令和4年度の県委託料は823万円余、県補助金は2,463万円余。右側になりますが、県からの派遣職員の人件費は3名で1,527万

円余でございます。

次に、下段の表の活動指標の欄を御覧ください。3つの活動指標を掲げており、それぞれの目標値に対する令和4年度の達成率は、①の放流用種苗生産尾数は95%、②の放流魚混獲状況は128.1%、③の栽培漁業に関する普及啓発は108.6%と、おおむねそれぞれ目標を達成しているところでございます。

168ページを御覧ください。

一番上の表の財務状況の欄でございます。左側の正味財産増減計算書の令和4年度の欄ですが、中段の当期一般正味財産増減額はマイナス2,886万円余、指定正味財産はございませんので、結果、一番下の正味財産期末残高は2億3,711万円余でございます。

続きまして、右側の貸借対照表の令和4年度の欄を御覧ください。資産は2億9,725万円余、3つ下の負債は6,013万円余、その結果、その下の正味財産は2億3,711万円余でございます。

中段の表の財務指標を御覧ください。3つの指標を掲げておりますが、①の1人当たりの自主財源収入金額では、目標値790万円余に対しまして実績値は1,418万円余、②の収支比率は目標値103.6%に対し実績値は79.3%、③の主な収益事業魚種の販売収入は、目標値8,836万円余に対しまして実績値は8,400万円余となっております。

一番下の表の総合評価を御覧ください。右側の欄の県の評価の欄ですけれども、令和4年度は、魚病の発生による種苗生産の不調や台風で被災した施設の修繕により赤字決算となるとともに、令和5年度も魚病の発生が若干継続しており、収入が計画を下回る見込みですが、疾病対策をより一層徹底し、中期経営計画に基づいた取組の推進により収益確保を図ることで、令

和6年度以降の経営の安定化につなげたいと考えております。

続きまして、令和4年度の事業計画について御説明いたします。

112ページにお戻りください。

2の事業計画ですけれども、昨年と同様に4つの事業を展開して、栽培漁業等の推進を図ってまいります。

113ページを御覧ください。

3の収支予算書ですが、Ⅰの一般正味財産増減の部では、(1)の経常収益は2億184万円余、(2)の経常費用は2億100万円余を見込んでおります。

2の経常外増減の部の一般正味財産期末残高は2億3,495万円余で、その結果、一番下のⅢの正味財産期末残高は2億3,495万円余を見込んでいます。

水産振興協会についての報告は以上となります。

○水野畜産振興課長 当課からは3つの法人について報告いたします。

常任委員会資料の27ページを御覧ください。

まず、一般社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会の経営状況等について、御報告いたします。

1の設立の目的ですが、当協会は、和牛枝肉価格の変動で生じる損失を補填し、和牛肥育農家の経営安定を図り、もって本県肉用牛の振興、さらには県内地域経済の安定に寄与することを目的に、平成8年に設立されております。

2の組織ですが、役員は、会長、理事ほか監事を含む17名で、協会事務は県経済連へ委託されており、法人としての専属の職員はおりません。

3の出資金等ですが、寄託金として6,166万円、

そのうち県は2,000万円、比率は32.4%であります。

次に経営状況等について御説明いたします。

令和5年9月県議会定例会提出報告書の169ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。中ほどの表の県関与の状況についてですが、県の財政支出等はありません。

下段の活動指標を御覧ください。活動指標は2つ掲げておりまして、①の基金造成額は達成度98.6%、②の補填金交付額も達成度98.6%であります。

次に、170ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。まず表の左側の収支計算書でございますが、令和4年度の収入は1億578万円余、支出は1億578万円余、その結果、収支差額はマイナス1,000円となります。

次に右側の貸借対照表であります。令和4年度の資産は流動資産のみで8,506万円余となっており、その3行下の負債は8,291万円余となっております。

その下の資産から負債を差し引いた正味財産は214万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。適正運営の指標として収支バランスを設定しており、達成度は100%でございます。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。表の右側、県の評価であります。新型コロナウイルス感染症や物価高等による消費抑制等の影響による枝肉価格相場が不透明な中、当協会の活動は、和牛肥育農家の経営安定のために重要な役割を担っており、補填については基金の範囲内で行われ、財務内容は健全であると評価をしております。

次に、常任委員会資料に戻っていただきまして、28ページを御覧ください。

一般社団法人宮崎県家畜改良事業団であります。

1の設立の目的ですが、当事業団は、優良種雄牛の造成や家畜人工授精用凍結精液の計画的な需給管理を行うなど、肉用牛の改良及び増殖を促進し、もって農家経営の安定と地域社会の健全な発展に寄与することを目的に、昭和44年に設立されております。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む21名で、そのうち県職員が1名、県退職者が1名となっております。職員は25名であります。

3の出資金等ですが、寄託金として9,800万円、そのうち県は4,000万円で、比率は40.8%であります。

次に経営状況等について御説明いたします。

令和5年9月県議会定例会提出報告書の171ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。県の財政支出等ではありますが、令和4年度の県委託料は、1億2,610万円余となっております。委託料の内容につきましては、その下の主な県財政支出の内容の欄の①宮崎県肉用牛改良総合対策事業となりますが、これは、種雄牛候補牛の能力を把握しまして、種雄牛造成を行うための検定事業でありまして、種雄牛の候補となります直接検定牛の購入費ですとか、産肉能力検定に係る経費や推進費等でございます。

下段の活動指標を御覧ください。

①の凍結精液の譲渡本数を指標として設定しておりますして、達成度は99.6%であります。

次に、172ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の収支計算書であります。令和4年度の収入は6億1,327万円余、支出は5億8,761万円余、その結果、収支差額は2,566万円余となります。

次に、右側の貸借対照表であります。令和4年度の資産は10億4,652万円余となっており、その3行下の負債は2億5,564万円余となっております。

その下の資産から負債を差し引いた正味財産は7億9,088万円余となっております。

次に、その下の財務指標であります。

①の自己収入比率の達成度は99.2%、②の管理費比率の達成度は116.6%であります。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。県内の繁殖雌牛頭数の増加や、能力の高い種雄牛の凍結精液価格の改定により、今後も安定した事業収入が見込まれること、また、費用の削減が図られ、9期連続の黒字決算を達成しており、本県の肉用牛生産基盤を支える要の施設として、安定的な和牛精液の供給体制が構築されていると評価しております。

次に、常任委員会資料に戻っていただきまして、29ページを御覧ください。

一般社団法人宮崎県酪農公社であります。

1の設立の目的ですが、当公社は、県内酪農家からの預託による乳用牛の哺育や育成等を行うなど、本県酪農の経営安定や規模拡大等を支援し、もって、本県畜産の振興に寄与することを目的に、昭和43年に設立されております。

2の組織ですが、役員は、理事長ほか監事を含む11名で、そのうち県職員は2名となっております。職員は13名であります。

3の出資金等ですが、出資金として1億6,058万円、そのうち県は8,000万円で、比率は49.8%

であります。

次に、経営状況等について御説明いたします。

令和5年9月県議会定例会提出報告書の173ページをお開きください。

中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。県の財政支出等ではありますが、令和4年度の県補助金は1,592万円余となっております。

次に、その下の主な県財政支出の内容の①「宮崎県酪農公社運営強化対策事業」については、公社の施設整備に係る起債償還額を出資割合に応じまして276万円余を助成、②「未来の畜産を担う産業人材育成事業」については、研修型雇用による人材育成支援として229万円余を助成、③「乳用後継牛育成預託支援緊急対策事業」については、物価高騰による影響緩和対策として、預託料の値上げ相当分の一部助成として1,086万円余を支出しております。

下段の活動指標を御覧ください。活動指標は2つ掲げておりまして、①の預託牛の入牧延べ頭数は達成度94.4%、②の年間生乳出荷数量は達成度95.0%となっております。

次に、174ページをお開きください。

上段の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の損益計算書でございますが、一番上の売上高は4億5,950万円余となり、売上原価等を差し引いた一番下の欄は2,973万円余の当期純損益となっております。

次に、右側の貸借対象表ですが、令和4年度の資産は3億3,120万円余となっており、負債は4億8,936万円余となっております。資産から負債を差し引いた正味財産はマイナス1億5,816万円となっております。

次に、中段の財務指標ではありますが、①の当期収支差額の達成度はマイナス1,225.4%。当期収益差額については、配合飼料等の価格高騰に

よりまして、売上原価が大幅に増加した結果、単年度収支が赤字となったことで、達成度がマイナスとなっております。

②の自己収入比率の達成度は79.1%、③の管理費比率の達成度は123.1%であります。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価ではありますが、これまで6年にわたり単年度黒字を達成しておりましたが、飼料や資材、燃料等の価格高騰の影響で生産原価が上昇し、令和4年度は損失を計上する結果となりました。

加えて、厳しい酪農情勢を反映し、酪農家が経費削減のために預託を控えたことから、預託頭数も目標を達成することができませんでした。

令和5年度も、物価の高止まりが懸念されますが、令和4年に策定しました経営改善計画を着実に実行し、単年度の黒字化を達成していくよう、我々県も参画します運営改善チームを中心に、関係機関一体となった指導・支援を行ってまいります。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありますか。

○日高委員 農業振興公社の関係です。令和5年9月県議会定例会提出報告書163ページの「農地中間管理事業の借入面積の達成率」が39.3%になっていますが、この数字はほかの法人と比べても最低の数字になっています。これは目標値はずっと3,000ヘクタールですか。

また、実績が1,180ヘクタールということで達成率が39.3%になるのですが、あまりにも目標と実績がかけ離れているという気がするんです。目標値は、3年間は3,000ヘクタールということで決まっているのですか。

○馬場担い手農地対策課長 ここにございます農地中間管理事業の借入面積の目標値3,000ヘク

タールにつきましては、平成26年から国が進めております中間管理事業で、令和5年度がちょうど目標年度になりますが、10年間で担い手の集積率を80%にもっていくために、国が各都道府県に示した目標値を割り戻しますと、年間に3,000ヘクタールは借入れが必要だろうということで示したものでございます。

本県におきましても、この目標を踏まえまして、毎年3,000ヘクタールの借入れを掲げまして進めているところでございますが、全国的に見ましても、この目標に到達している都道府県はないというのが実情でございます。

しかしながら、別の指標になりますが、164ページの県の評価にも書かせていただいておりますとおり、全体の農地に占めます中間管理事業の借入面積につきましては、全国で10位、九州で1位と見方を変えますと非常に高い成果が出ておりますので、一定の評価をしているところでございます。

とはいえ、担い手の集積率は待ったなしのところでございます。今年度から地域計画の策定も始まっております。また、国も進め方を変えながら、今年度からしっかりと集積をしていこうということで考えておりますので、改めて進めていきたいと思っております。

○日高委員 農地集積の話が出ましたけれども、私も9反ばかり水田を持っている兼業農家です。誰か借りてくれればという気持ちでいるのですが、なかなか進まないのが実情です。

私は国富町在住ですが、中部地区はそんなに進んでいないのではないかと思うのですけれども、例えば宮崎県内の地域において、都城市は進んでいますよとか、国富町は進んでいないとか、そういう地域性はありますか。

○馬場担い手農地対策課長 県内の担い手の農

地の集積率につきましては、県全体で、直近で57%でございます。委員御指摘のとおり市町村間で格差がございまして、特に中山間地域、条件の不利なところについてはかなり低い集積率になっております。

○日高委員 分かりました。私も67歳なので、10年ももたないかなと思っています。水田の場合は7割を兼業農家が持っているという数字が上がっていますし、面積も兼業農家が5割を占めております。この事業がうまくどんどん進んでもらわないと、将来的に大変なことになると思っていますので、よろしく願います。

○丸山委員 集約に関して、この報告を見て、もうちょっと進まなくてはいけないのに、なかなか進んでいない現状もあると思っています。ですが、令和5年度はこういうことをやっていきたいという話があれば、もう少し伺えればと思います。

○馬場担い手農地対策課長 担い手の集積と併せまして、委員御指摘のとおり、ある程度まとまった農地が近くにあるような集約というのは非常に大事なことだと思います。集約することによりまして、大規模な経営、スマート農業なども出てくるかなと思います。

今回、今年度6月補正におきまして、集約をさらに後押しするような事業を進めておるところでございます。10アール当たり2万円を農地の地権者に支払いまして、担い手のほうに集約するような新たな取組を今進めているところでございます。

かなり要望も上がってきておりますので、このあたりを使いながら集約をさらに加速化していきたいと考えております。

○日高委員 内水面振興センターについて、ウナギの話ばかり出てきますが、ここには内水

面ということで、鮎は入らないのですか。

○赤嶺漁業管理課長 事業の内容を先ほど御説明させていただきましたけれども、主にウナギ資源のことに関しての採捕であったり、調査であったり、取締りがありますが、報告書の97ページの(4)、内水面の水産動植物の保護培養というこの部門につきましては、ウナギだけではなく、県内全河川を対象といたしまして、鮎も含めた保護活動であったり、それを捕食するカワウの制御といったものについても取り組んでおります。

○日高委員 私も綾北川の問題で、相当何年も濁りの話をしています。この前の新聞には鮎の関係で小丸川が出ていました。

一ツ瀬川も同じような濁りの状況があって、漁協としても、今年もほとんど網も投げ入れられないような状況が出ていますけれども、内水面の漁協も鮎の生息をちゃんと調べたいなと思っています。ただ、濁っているから、潜ってもその状況が調べられないというような状況で。

これは確認ですけれども、県は毎年、何らかの方法で川ごとの生息のデータを持っておられるのでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 生息の状況といたしますか、各内水面漁協の組合員が採捕する、各魚種の採捕量、また、遊漁者の方が釣りで捕るデータというものもあります。

資源に関しましては、県では五ヶ瀬川水系を対象として、小さな鮎が遡上する5月、卵からかえった小さな稚魚が下る秋に、調査をしております。それを基に、放流とか養殖とかに使われる種苗となる稚鮎の海で捕る採捕量を決める一つの指針としております。

なので、全河川に対して資源の状況を調べているわけではございませんけれども、実際に川

で捕られるものに関しては、河川ごと、魚種ごとにデータは把握しております。

○日高委員 この前、北川に行きましたけれども、本当にきれいで羨ましいなと思いました。五ヶ瀬川もきれいです。ですが、一ツ瀬川から南のダムのある川は濁りでどうしようもない状況で、内水面では魚の生息状況が分からないんです。

魚が本当にいるのだろうか、潜っても見えないからどうしようもないという状況もありますので、この辺は北の五ヶ瀬川とかはそのままでもきれいです。県央部は、どこか一つぐらい川を一回調査してもらいたいということも考えておいていただきたいということを要望しておきます。よろしくをお願いします。

○松本副委員長 令和5年9月県議会定例会提出報告書の166ページの公社等の総合評価のところで、カワウ生息調査というのがありますが、カワウの問題は結構大変かなと思っています。この中でドローンを活用した軽減対策試験とか訓練というのがありますけれども、少し詳しく教えてください。

○赤嶺漁業管理課長 カワウ生息状況の委託調査の内容ですけれども、具体的には、まず、ドローンに関してですが、カワウが巣をかける場所が川べりの木の上の非常に高く入りにくいところがございますので、巣にカワウが戻ってくるのを防御するために、ドローンを活用して生分解性のテープを貼って、入りにくくするといった手法がございます。テープを貼る訓練を行い、実際に巣をかけているところで実施しております。

また、ふ化を抑制することで鳥の数を減らすと方法といたしまして、卵を産んだ巣にドライアイスを投下して、その卵を殺してしまう方法

があります。なので、これに関してもドローンを活用しております。

そのほかに、どこにいるのかについて、ねぐらやコロニー、繁殖場所の調査を大淀川や一ツ瀬川、小丸川といった水系で実施したり、また、カワウは餌を取りに川に行くんですけども、ねぐらに戻ってくるときに、どのくらいの数がそこで巣を作っているのか、飛来数調査を大淀川、一ツ瀬川、五ヶ瀬川などの主立った各内水面漁協に委託して、実態を把握をしております。

最近では、小丸川上流の木城町中之又や五ヶ瀬川上流の高千穂町でもねぐらが発見されており、コロニーや営巣地などが非常に広範囲に広がっておりますので、こういった対策を続けて、効果のある制御につなげていきたいと考えているところでございます。

○松本副委員長 対策として具体的にドライアイスとかいろいろありましたけれども、それはどういう効果があったかをお示しいただけないでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 巣の近くに生分解性テープを貼る対策については、羽が引っかかって入りにくいということで、その場所からはいなくなるんですけども、どこか別のところに行くことになります。

そのため、ドライアイスで新しいひながかえらないようにする方法が、数を制御する点ではいいということで始めたところで、昨年度も実施したところでございます。

このやり方は、巣にある卵を殺した後、親はそれに気づかずに卵を抱き続けて、ふ化しなかったというのがベストな状況ですけども、今回実施したところ、卵は死んでしまうので増えはしないのですが、親がその巣を放棄してどこかに移ってしまって、その移った先のコロニーで

また卵を産んでしまうという事象も見られました。

なかなか、生き物も生きるために必死なものですから、こちらのほうとの知恵比べという状況にはあります。

○松本副委員長 このカワウ対策はいつまで続けられて、今後どのように対策されるお考えか、その辺までお聞かせいただけないでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 さきに述べましたとおり、カワウを追い払うと、どこか別のところに行ってしまうところが非常に大きな問題で、繁殖を抑える手だてが必要になってきます。

それに対しまして、今は内水面振興センターがありますけれども、全県的に内水面漁協の御協力を得ながら実施していかなければ、なかなか対策が効果を出すところにはいかないと思っております。各内水面漁協でも取り組めるような方法を講習とかを行って地道に広げていくことを考えております。

そのほかにも、狩猟免許を持っていらっしゃれば、鉄砲で1羽取ったら幾らといった補助がありますが、そういったものを充実させて個体数を減らしていくといった方法があるかと考えております。

○丸山委員 ウナギの採捕は2年連続でかなり厳しい状況だと記憶しているのですが、ここに書いてあるとおり、平成29年、平成30年もかなり厳しい採捕量でした。こういう状況が続くと、内水面振興センターの経営が非常に心配になってくるのですが、この採捕量を確保するのはなかなか簡単ではないと思っております。

我々がこの前、水産試験場に行ったときに、鹿児島県と宮崎県でウナギの育成の研究をやっていましたが、それがうまく進めば、ウナギの採捕量は変わっていくという認識を持っていい

のか。

内水面振興センター自体の運営があまりにも不安定過ぎて心配だと思っておりますが、今後どういうふうに見ていけばよろしいでしょうか。

○赤嶺漁業管理課長 御心配いただいておりますので、採捕量は自然のもので、大きく変動するものです。令和4年度期は非常に捕れませんでした。今年必ずしも捕れるとは限らないところでございます。

そういう中で、県の評価のところにも一言書いておりますけれども、国の法改正等の動きを踏まえつつということで、国が水産流通適正化法という法律の下で、シラスウナギの流通の透明化を積極的に図っていこうということになっておりまして、令和7年12月から適用されるのですが、内水面振興センター集出荷の立会いやトレーサビリティに関しての要となっているところでございます。

捕るほうに関しては不安定ですけれども、そういった新たな法律の下で、採捕者や養鰻業者、関係者の方々と十分に協議し、理解を得ながら、内水面振興センターが果たす役割というものを、こういうところに軸足を置いて、内水面振興センターの収入につながるような在り方を現在検討しているところでございます。

○丸山委員 国の法改正を見据えながら、しっかりと対応できるようにしていただきたいと思っておりますし、昔、内水面振興センターの経営が非常に厳しかった時期も知っているものですから、本当に今後、内水面振興センターの役割の在り方もしっかりと協議を進めていただければありがたいなと思っております。

○松本副委員長 水産振興協会の説明の中で、魚の病気が発生して赤字決算という説明があったと思います。その影響額がどれくらいかお伺

いします。

○大村水産政策課長 昨年度の種苗生産において、VNNという魚の神経性の疾病が出て、それによって、内水面振興センターの主な収入源となっています養殖用種苗のシマアジが売れなくて、その赤字額が2,000万円程度というのが一番大きい部分になります。

○松本副委員長 今年度も病気の影響が出ていたとあったと思いますが、対策はどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○大村水産政策課長 今年度に一旦業務を整理しまして、池干しといたしますけれども、消毒をする期間を設けたり、あるいは職員が作業で出入りしますけれども、そういったところの消毒の徹底を図っておりまして、ほぼ落ち着きつつあるのではないかと考えております。

○松本副委員長 病気が発生すると収入減というようなことも見ましたので、引き続き、お気をつけいただきながら取り組んでいただければと思います。

○安田委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○原田農政企画課長 常任委員会資料の30ページを御覧ください。

第八次宮崎県農業・農村振興長期計画における令和4年度の主な取組について、御説明いたします。

初めに、計画の概要でございます。

この計画は、令和3年度を初年度として、10年後である令和12年度を見据えた長期ビジョンとして、上段の計画の目標でございますように、あらゆる危機事象に負けない「新防災」と賢く稼げる農業を目指す「スマート化」をキーワー

ドに、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指すものでございます。

31ページを御覧ください。

長期ビジョンに基づき、中段の「10年後に目指す将来像」として、「農の魅力を生み出す人材の育成と支援体制の構築」など3つの視点で、「次代を担うみやざきアグリプレイヤーの確保・育成」など7つの柱に沿って、それぞれ具体的な施策を展開していくこととしております。

それでは、令和4年度の主な取組について説明いたします。

32ページを御覧ください。

まず、「農の魅力を生み出す人材の育成と支援体制の構築」についてでございます。

1つ目の柱、「次代を担うみやざきアグリプレイヤーの確保・育成」では、就農相談会や「お試し就農」の実施により新規就農者の確保を図るとともに、営農継続にもつながる定休型肉用牛ヘルパーへの支援などに取り組みました。

次に、2つ目の柱、「産地サポート機能を有する新たな体制の構築」では、空きハウスなど中古施設の改修による第三者承継の支援や、農福連携の推進に向けた支援人材の育成に取り組むとともに、ベトナム国立農業大学との連携合意を締結するなど、外国人材の確保に向けた取組も進めております。

続きまして、33ページを御覧ください。

2つ目の視点、「農の魅力を届けるアグリフードチェーンの実現」についてでございます。

1つ目の柱、「スマート生産基盤の確立による産地革新」では、キュウリとピーマンにおいて、環境測定装置による栽培環境データの収集、活用に向けた人材育成など体制整備に取り組むとともに、農地の区画拡大等に向けた圃場整備の実施や、ハラール処理による新たな食肉処理施

設の整備の支援を行いました。

次に、2つ目の柱、「産地と流通の変革を生かした販売力の強化」では、県産農畜産物に含まれる栄養機能を表示した販売など、機能性成分の探索及び商品化に取り組むとともに、多様な事業者の連携により新商品等の開発に取り組むローカルフードプロジェクトを推進しました。

また、海外輸出につきましては、輸出向け産地づくりや海外における販促活動を実施し、輸出額は過去最高の93億円となったところでございます。

続きまして、34ページを御覧ください。

3つ目の柱、「産地とマーケットをつなぐ流通構造の変革」では、青果物輸送における荷下ろし箇所削減のため、消費地である関東・中京・中国地方に配送拠点の設置を支援したほか、フォークリフトに対応した冷蔵施設の改修や、フェリーを利用した関東向け和牛生体輸送の可能性調査に取り組みました。

続きまして、35ページを御覧ください。

3つ目の視点、「農の魅力を支える力強い農業・農村の実現」についてでございます。

1つ目の柱、「次世代に引き継ぐ魅力あふれる農産村づくり」では、産地型商社の設立に向けた支援や、鳥獣害対策に取り組むとともに、世界農業遺産のファン拡大に向け、カーフェリーと連携したイベントの開催や、映像コンテンツの作成に取り組みました。

次に、2つ目の柱、「持続的で安全・安心な農業・農村づくり」では、耕畜連携の推進に向け、カンショ裏作での飼料作物の栽培や堆肥の広域流通を支援するとともに、家畜防疫対策として、農家の巡回指導や鳥インフルエンザ発生時の消石灰の配布のほか、サツマイモ基腐病対策として、抵抗性を有する品種の導入を促進しました。

また、環境保全型農業の推進に向け、有機JASの新たな認証機関の立ち上げの支援等に取り組みました。

今後とも関係団体等と連携し、「持続可能なみやぎ農業の実現」に向け、しっかりと取組を進めてまいります。

○大村水産政策課長 常任委員会資料の36ページを御覧ください。

第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の概要について、御説明いたします。

当計画は、令和3年度から令和12年度までの10年を計画期間とし、10年後を見据えた長期ビジョンと、前半5年間の具体的な施策となる基本計画で構成をしているところでございます。

赤枠の計画の目標についてですが、「ひなたイオベーションで新たな波に乗り成長する水産業」を基本目標とし、その下の「生産環境の技術革新と多様化」、「経営体の高収益化と流通改革」などの4つの柱に基づき、本県水産業の成長産業化を目指してまいります。

37ページを御覧ください。

黒枠の「目指す将来像と施策の基本方向」でありますが、生産環境の創出などの4つのイオベーションの展開によって、経営体の収益が向上することで漁村が活性化し、多様な人材が集まるといった成長のサイクルが形成され、その成長を水産資源や生産基盤が支えるという将来を目指しております。

次に、38ページを御覧ください。

令和4年度の主な取組について、施策ごとに御説明いたします。

まず、施策1の「人口減少社会に対応した生産環境の創出」では、①の技術革新と漁場利用の最適化による生産力強化の中で、左の写真になりますが、高性能な魚群探知機などを備えた

新たな漁業調査船「みやぎ丸」の竣工、調査開始に加えて、右端の写真になりますが、魚を集める効果の高い表層型浮漁礁を串間市沖合に増設し、漁場生産力の強化を図るとともに、②の多様な人材確保と生産・流通構造のスマート化では、左の図になりますが、県で開発した過去の操業データから漁場を推定できる漁業技術支援アプリを活用し、新規就業者や若手漁業者の技術習得の支援などに取り組んだところございます。

次に、39ページを御覧ください。

施策2の「成長をつかむ高収益化と流通改革」では、①の漁業経営体構造改革と育成強化の中で、左の写真になりますが、高収益型漁業への転換を図るための新船建造や漁労機器の導入などを支援するとともに、②の水産バリューチェーンの最適化では、左の写真のHACCPや輸出ニーズに対応した加工場整備への支援や、真ん中の写真になりますが、学校給食への水産物の提供などを実施したところがございます。

次に、40ページを御覧ください。

施策3の「水産資源の最適な利用管理と環境保全への対応」では、①の水産資源の利用管理の最適化の中で、左の写真ですけれども、ヒラメなどの種苗生産・放流を実施するとともに、②の環境に配慮した責任ある水産業の推進では、左の写真ですが、藻場や干潟の保全活動への支援や、真ん中の図になりますが、2期目となる内水面漁業活性化計画を策定し、関係者が一体となって資源回復等の取組を推進したところがございます。

次に、41ページでございます。

施策4の「成長産業化を支える漁村の基盤強化」では、①の災害に強い漁村と安全対策の推

進の中で、各漁港の防波堤などの地震・津波対策や、漁業者の安全確保のための無線施設の更新を、②の漁協と生産・流通の基盤強化では、漁港の衛生管理対策の実施及び共同利用施設の整備に係る支援を行うとともに、③の漁村・内水面の多面的機能の発揮促進では、漁港施設の老朽化対策や、稚魚の体験放流などの県民が水辺に親しむための活動への支援などに取り組んだところございます。

以上が、令和4年度の主な取組ですが、本計画の推進に当たっては、今後とも、漁業者や関係団体との連携を図りながら着実に実行してまいります。

○梶原中山間農業振興室長 常任委員会資料の42ページを御覧ください。

「野生鳥獣による農林作物等の令和4年度被害額について」でございます。

本件につきましては、環境森林部の審議におきましても同じ資料で説明がなされておりますことから、私からは農作物関係を中心に御説明させていただきます。

まず、1に、令和4年度の被害状況をお示ししております。令和4年度の農林作物の被害額は全体で約3億7,300万円、令和3年度と比較して、約1,000万円の減少となっております。

このうち農作物関係につきましては、(1)の表の農作物の欄のとおり、被害額が約3億300万円、令和3年度と比較して約1,200万円、約4%増加しております。

資料の43ページを御覧ください。

(2)に、鳥獣別被害の状況をお示ししております。獣種別では、鹿とイノシシの被害額が特に大きくなっておりまして、この2つの獣種で被害全体の約7割を占めているところでございます。

次に、2といたしまして、被害額の増減の要因をお示ししております。農作物につきましては、(1)にありますとおり、野菜等で被害額が減少したものの、特に芋類、飼料作物等におきまして、イノシシ、鹿による被害が増加しました。

また、果樹におきまして、カラス、ヒヨドリ等の鳥類による被害額が増加しているところでございます。

続きまして、資料の44ページを御覧ください。

3といたしまして、今年度の主な取組についてお示ししております。農政水産部所管分は(1)と(2)になります。

まず、(1)にありますように、関係機関等で構成します地域鳥獣被害対策特命チームや鳥獣被害対策の専門部署であります鳥獣被害対策支援センターを中心としまして、集落内の合意形成をはじめ、餌場の除去などの集落対策、適切な侵入防止柵の設置及び維持管理、集落の代表者などを対象といたしました地域リーダーの育成や侵入ルート等を踏まえた適切な捕獲対策など、地域一体となった被害防止対策を推進してまいります。

また、昨年度から新たに開始しております現地指導を主体に地域に入り込むプッシュ型の支援であります重点現地支援に取り組みまして、優良事例の県内波及を促進してまいりたいと考えております。

さらに、(2)にありますとおり、国の交付金を活用しまして、集落ぐるみの徹底的な追い払いなどの鳥獣を寄せつけない集落環境づくりや捕獲活動、侵入防止柵の整備等を支援してまいります。

また、特に被害の大きな集落の対策を支援するために、先月から地域ごとにキャラバンを実

施しておりまして、課題の抽出や解決策の検討に重点的に取り組んでおります。

さらに、捕獲活動に関しまして、ICT等の新技術を活用した捕獲機材の導入等を支援するとともに、捕獲鳥獣のジビエとしての利用促進を図るため、処理加工業者等を対象とした解体研修や調理師等を対象とした調理研修のほか、県内の飲食店参加によるジビエフェアの開催などに取り組んでまいります。

○水野畜産振興課長 常任委員会資料の46ページを御覧ください。

「東京食肉市場まつり2023への協賛について」であります。

まず、この食肉市場まつりにつきましては、年1回の開催で、肥育牛を東京食肉市場に出荷している産地の中から1都道府県のみが協賛できるものであります。

1の目的であります。食肉市場まつりへの協賛で、会場を宮崎牛一色に染め上げ、大消費地である首都圏の消費者や卸業者に宮崎牛をはじめとした県産品や観光等をPRするものであります。

なお、本県の協賛は、平成30年度以来2度目となります。

次に、2の概要ですが、(1)の日程は、本年10月14日土曜日と15日日曜日の2日間で、(2)の場所は、品川駅から徒歩3分の場所にある東京都中央卸売市場食肉市場となります。

(3)の主催は、一般社団法人東京食肉市場協会であり、(4)の協賛として、県や経済農業協同組合連合会ほか3団体で構成します東京食肉市場まつり2023宮崎県実行委員会の下での開催となります。

(5)の来場予定者数は、2日間で約3万人が見込まれており、(6)の内容としましては、

宮崎牛の販売や、宮崎牛しゃぶしゃぶ等の振る舞い、宮崎の本格焼酎をはじめ、本県が誇る農畜水産物や加工食品、本県ゆかりのグルメを販売いたします。

さらに、宮崎県PRブースにおきましては、県内の観光スポットや、ふるさと納税等のPRを行うとともに、ステージイベントとしまして、高千穂の夜神楽といった伝統芸能や、本県ゆかりの芸能人によりますライブやトークショーなどを予定しております。

なお、当日、会場で販売される宮崎牛は、東京食肉市場において、10月4日に経済農業協同組合連合会主催で開催されます宮崎牛枝肉共励会に出品されたものの中からの販売となります。

3の県補助金としましては、「おいしさ日本一宮崎牛販売促進事業」において、宮崎県実行委員会に899万5,000円を補助することになっております。

なお、右側2枚の写真につきましては、前回協賛した平成30年度の会場の様子でございます。

○坂元家畜防疫対策課長 紙でお配りしました追加資料を御覧ください。

豚熱ワクチンの接種開始についてでございます。

豚熱ワクチンの接種に関し、本県のワクチン接種プログラムが9月12日に国に承認されたことを受けまして、家畜伝染病予防法の規定により、9月19日に知事が、1に示す内容について、豚・イノシシの所有者に対し、ワクチン注射を受けることを命令する告示を行いました。これにより、県内の豚熱ワクチン接種を熊本県・鹿児島県と同時に9月27日から開始します。

2の今後の対応ですが、(1)の養豚農場へのウイルス侵入防止対策徹底の指導につきまして、ワクチン接種のみでは豚熱の侵入を完全に防ぐ

ことはできませんので、家畜保健衛生所による立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導してまいります。

また、(2)の豚熱ワクチン接種による感染防止につきまして、家畜防疫委員及び知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者による対象家畜への豚熱ワクチン接種を適時的確に行うとともに、接種後は家畜保健衛生所による免疫付与状況を確認するための調査を行ってまいります。

なお、ワクチン接種時における動物用生物学的製剤、豚熱ワクチン交付手数料及び家畜注射手数料につきましては、使用料及び手数料徴収条例の規定により、初回接種分は免除することといたします。

さらに、(3)の野生イノシシでの豚熱ウイルス浸潤状況の把握につきまして、野生イノシシにおける豚熱の浸潤状況を把握するために、捕獲頭数を今までの倍に増やし、感染状況確認検査を強化してまいります。

今後、県内のワクチン接種を順次進めていくこととなりますので、引き続き生産者や団体、市町村など関係者と危機意識を共有し、本県への豚熱の侵入を防ぐための対策に万全を期してまいります。

○安田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項につきまして質疑はありますか。

○丸山委員 「東京食肉市場まつり2023」ですが、前回、平成30年にやった成果はどういうものがあったのか。

今回、2回目でありますので、バージョンアップしてほしいと思っているのですが、どのような取組を考えているのかをお伺いします。

○水野畜産振興課長 前回と違いまして、今回の場合は「おいしさ日本一」という冠、キャッ

チフレーズで臨めるというのがございます。

あと、当然、消費者にもそういった形でPRできますけれども、一番大きいのは、この食肉市場まつりには、市場の関係者、卸業者、バイヤーの方々がいらっしゃいます。

そういった方々に、この宮崎牛のすばらしさをPRする絶好の機会かなと思っていまして、そういった方々に宮崎牛のすばらしさが広まれば、要は小売というか、その辺にも伝わっていくと思いますので、それも含めて、この市場まつりを生かしたPRをやっていきたいと思っております。

○丸山委員 我々が何となくイメージしているのは、関西までは宮崎牛がいろんなデパートでも販売されているのを見るんですが、関東では、なかなか知名度が低い気がしています。今回「おいしさ日本一」というキャッチフレーズも得たわけですが、本当に「おいしさ日本一」という言葉を知っている人のパーセンテージは物すごく少なく、畜産関係者のごく僅かな人たちしか知らないような気がするものですから、いかにこれを広げるかが大きなポイントになってくると思いますので、頑張ってください。

関東では、宮崎牛ではなく鹿児島牛とか佐賀牛のほうを店頭で多く見かけてしまっていて、これまで歯がゆい思いをしているものです。前回も3連覇した後で、かなり多くのバイヤーが来てくれたのに広がらなかったと思っているものですから、その辺の対策を何か考えていただければと思うのですが、何かあるのでしょうか。

○水野畜産振興課長 先ほど申し上げましたように「おいしさ日本一」という冠をしっかりと根づかせていくという——関東は本当に大きな消費地でありますので、そこでいかに知っていただくかが重要かと思っています。

日経MJといった専門誌で、お肉のバイヤーがどういった銘柄牛を知っているかのアンケートが今年あったようですが、松坂牛、神戸牛に続きまして宮崎牛が第3位ということで、随分バイヤーたちにも浸透してきているのかなという感じがしていますので、そういったものをしっかりと固めていくという形で取り組んでいきたいと思っております。

○丸山委員 今、畜産のほうでは、枝肉価格や子牛価格が安くてピンチでありますので、ここでしっかりPRしていただいて、枝肉価格や子牛価格が上がるきっかけとなる市場まつりにしていただくようお願いしたいと思います。

○黒岩委員 資料40ページの水産政策課のところですが、下の②のところの、「藻場・干潟等の維持・保全を図るための活動や海浜・海底清掃活動を支援」というのがありますが、磯焼けの対策については県のほうから何か支援はされているのでしょうか。

○大村水産政策課長 ここに記載してある「藻場・干潟等の維持・保全を図るための活動や海浜・海底清掃活動を支援」ですが、これは国の多面的事業を活用して、ウニの密度を管理することによって、磯焼けからの回復を図るということで取り組んでおります。

○黒岩委員 これと直接は関係ないのですが、以前、オニヒトデの大量発生でサンゴがやられるというのが、どんどん今、日南辺りから北上しているという話があって、対策事業をやっていたことがあるんですが、その取組について、今、現状はどうなんでしょうか。

○大村水産政策課長 日南地区のというわけではないんですが、先ほど説明しました多面的事業の中には、いろいろな取組ができるメニューがございますので、サンゴの保全に関して

も取り組めることとなっております。

今現在取り組んでおりますのは、島野浦地区の方々がサンゴの保全活動に支援を受けて取り組んでおります。

○赤嶺漁業管理課長 先ほど水産政策課長が申し上げたとおりですが、もう1か所、日南海岸のサンゴに関しての保全グループもございまして、そちらのほうでオニヒトデの捕獲、処分を行っておりますので、そちらへの補助もいたしております。

○黒岩委員 委員会資料42ページの農林作物等の被害額についてですが、この被害額はどのような形で把握されているのでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 被害の把握の仕方につきましては、国の調査要領で定まっておりますので、そこに示されている複数の方法から市町村が選ぶというふうになっております。

宮崎県では、共済組合への聞き取りですとか、農家への直接の聞き取り、集落への聞き取りといった方法で把握をしております。

○丸山委員 豚熱ワクチンについてなのですが、ぜひスムーズにやっていただきたいと思いますが、ワクチンを先に打っている地域でも、豚熱が発生している農場が散見されるわけです。ワクチンを打ったからといって豚熱を完全に防止できるわけではないと思っております。

今後、養豚農家にワクチンを打った後、どのようなことを呼びかけていくのかを含めて教えてください。

○坂元家畜防疫対策課長 ただいまお話があったように、ワクチンは万全ではありません。ワクチン接種していたとしても感染もしますし、ワクチンを打った場合でも、免疫を得られる個体は8～9割であるということがあります。

そういったこともあって、まずは飼養衛生管

理基準、ウイルスを農場に入れない対策をしっかりとやっていただくことが重要だと考えておりますので、今後、家畜防疫員が巡回する際、あるいは関係者の方が農家にお話しする際に、しっかりと啓発して、侵入させないことを第一に進めていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、そういうことをしっかり対応しながらやっていただきたいと思ひますし、今後、景気がよくなってきますと、インバウンドでウイルスが持ち込まれるケースもあると報道等で聞いているものですから、そういう方々も含めて、豚熱に関しての対策も他の部局とも連携しながら、しっかりと取り組んでいくようお願いしたいと思ひております。

○日高委員 基本的なところから聞いて申し訳ないんですが、ワクチン接種対象の頭数は全体でどのくらいになるのでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 全頭接種の対象頭数としましては、農場で飼養されている頭数のうち、肥育で20日以内に出荷する豚と、哺乳豚を除く約58万頭を初回の対象と考えております。

○日高委員 初回に限って70円、270円ということですが、それは、今この58万頭を掛ければ総事業費ということになるのでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 ワクチンの接種方法が3種類ありまして、農場の登録飼養衛生管理者が接種する場合、知事認定獣医師が接種する場合、それと家畜防疫員が接種する場合がありますが、前の2つのパターンについては1頭当たり1回70円、そして、家畜防疫員が接種する場合は1回1頭当たり270円となっておりますが、それを試算しますと、現時点では約9,000万円となっております。

ただし、これについては、今後、登録飼養衛生管理者の接種状況の変動にもよると思ひます

が、現時点では約9,000万円と考えております。

○日高委員 9,000万円で平均的な養豚農家の負担はどうなるんですか。

○坂元家畜防疫対策課長 例えばでお話しさせていただきたいと思ひますが、母豚が100頭規模、子豚も含めて農場で飼養する豚が1,000頭と考えた場合、1年間で試算しますと、70円であった場合は約16万円、270円であった場合は約62万円かかると考えております。これは*ワクチン代だけになります。

○日高委員 何年も続けなくちゃいけないというような話も聞いているのですが、これはどのくらいの期間、続けるといった見込みがあるのですか。

○坂元家畜防疫対策課長 この豚熱については、農場でなく、野生イノシシにも浸潤しております。現時点では、九州内では野生イノシシの感染の確認はされていませんが、正常化するには10年以上の期間はかかるものと考えております。

○日高委員 この野生イノシシですが、今回の件に関して、猟友会の皆さんへ何らかの支援や呼びかけはされるのでしょうか。

○梶原中山間農業振興室長 野生イノシシの対策につきましては、中山間農業振興室で担当しております。

猟友会の皆さんは山に入って、イノシシと接する機会が多い方々ですので、その方々の協力は絶対必要だと考えております。

宮崎県では6月に豚熱の経口ワクチンの対策協議会——これは野生イノシシ用のワクチンをまく際の協議会ですけれども、そこに宮崎県の猟友会にも入っていただきまして、豚熱に対する警戒感を高めていただいております。

また、他県に狩猟に行かれる猟友会の方も

※43ページに訂正発言あり

りますので、その方々が宮崎県に、今、豚熱ウイルスを持ってこないように、あるいは他県から宮崎県に狩猟に来られる方が豚熱ウイルスを持ってこないようにということで、消毒の徹底等と呼びかけているところでございます。

○坂元家畜防疫対策課長 先ほどの説明について訂正させていただきたいと思います。

先ほど「ワクチン代」と表現させていただいたのですが、正しくは「ワクチンの手数料」ということで訂正をお願いしたいと思います。

○安田委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時53分休憩

午後2時56分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、25日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 ないようですので、以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後2時56分散会

令和5年9月25日(月曜日)

午後0時57分再開

出席委員(8人)

委員長	安田厚生
副委員長	松本哲也
委員	丸山裕次郎
委員	野崎幸士
委員	日高利夫
委員	本田利弘
委員	今村光雄
委員	黒岩保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田貴久
総務課主任主事	森口浩司

○安田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決をする前に、賛否も含め御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、ないようですので採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第7号、議案第8号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第7号、議案第8号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容につきまして、御要望はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査につきましては、継続審査といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、11月2日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後1時1分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、11月2日木曜日の閉会中の委員会につきましては、執行部からの報告を受けるといふことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月8日から10日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時3分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 何もございませんので、以上で、委員会を閉会いたします。

午後1時3分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 安 田 厚 生

